

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年11月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	内藤久歳君	副委員長	加藤敬徳君
	清水和弘君		赤澤厚君
	芥藤芳夫君		有泉庸一郎君
	小浦宗光君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（5名）

議長	清水正二君		秋山照雄君
	五味武彦君		藤原正夫君
	保坂芳子君		

説明のため出席した者の職氏名

企画政策部長	横森貴志君	総務部長	石合雅史君
生活環境部長	剣持豊彦君	教育部長	山田洋君
企画財政課長	宮本裕君	総務課長	小澤明君
市民活動支援課長	梅原剛君	敷島支所長兼 敷島・双葉 公民館課長	岸部俊一君
双葉支所長兼 敷島・双葉 公民館課長	向山治子君	学校教育課長	興石信君
敷島・双葉 公民館課長	早川英彦君	生涯学習文化 課長	大寫正之君
スポーツ振興 課長	山岡広司君	図書館長	保坂義実君
企画係長	小宮山厚君	総務係長	久保欽一君
管理係長	中島茂樹君	消防防犯係長	高橋正樹君

市民生活係長	日 本 修 君	敷 島 支 所 長	羽中田 和 幸 君
双 葉 支 所 長	宮 川 佳 子 君	庶 務 係 長	保 健 給 食 係 長
生涯学習係長	小田切 治 君		萩 原 実 香 君
図 書 館 長	海 野 元 巳 君	施 設 管 理 係 長	萩 原 和 美 君
総 務 係			

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	土 屋 達 巳	書 記	森 田 公
書 記	長 田 大 地		

内容

- 1 第4次甲斐市行政改革大綱（案）について（企画財政課）
- 2 組織機構の見直しについて（総務課）
- 3 特別定額給付金の支給実績について（総務課）
- 4 個別施設計画（案）について（総務課）
- 5 個別施設計画（案）について（市民活動支援課）
- 6 食物アレルギーによる給食全停止者に対する学校給食費補助金交付要綱の制定について（学校教育課）
- 7 個別施設計画（案）について（学校教育課、生涯学習文化課、スポーツ振興課、図書館）
- 8 その他

開会 午後 1時26分

○書記（森田 公君） ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶。

内藤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 改めまして、こんにちは。

お忙しい中をご参集、誠にありがとうございます。

先ほどこちらへ向かう途中に、東京では500人を超えたというような感染状況のようです。さらに世界的にはコロナが第3次というふうな形の中で、日本のみならず世界的に蔓延しているというふうなことで、我々もこの件に関しましては本当に日常の中でしっかり取り組まなければいけない課題かなと思っています。そういう意味においては、委員会でも日常の中でしっかりと対策、そしてまた自分の身を守るというふうなことも、しっかり取り組んでいただければというふうに思います。

また、第3回定例会も控えておりますので、そういう点については健康管理を十分していただければいいかなというふうに思います。

今日の委員会については案件が非常に多い状況ですので、簡潔明瞭に質疑をしていただければありがたいかなというふうに思っております。皆様のご協力をお願い申し上げまして、挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はさきの申合わせのとおり、会派の割当て人数によって行います。割当て人数は全会派1名とし、質問は1問、再質問は1回までといたします。

○委員長（内藤久歳君） それでは、これより次第3、内容に入ります。

（1）第4次甲斐市行政改革大綱（案）について、担当より説明をお願いいたします。

宮本企画財政課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） お疲れさまでございます。

それでは、企画財政課から第4次甲斐市行政改革大綱（案）につきましてご説明をさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

本日説明させていただきます第4次行政改革大綱（案）につきましては、現在取り組んでおります第3次行政改革大綱の計画期間が本年度まででありまして、今後も行政改革に取り組む必要があることから策定を進めておりました新たな行政改革大綱であります第4次行政改革大綱の案ができましたので、その内容につきましてご説明をさせていただくものであります。

なお、説明といたしましては、初めに第4次行政改革大綱（案）の概要を3点ほど説明をさせていただきます。その後、お手元の資料に沿って大綱案の内容について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず概要の1点目になりますけれども、行政改革大綱の位置づけであります。

第1次甲斐市総合計画におきまして、行政改革は総合計画の基本目標の一つを実現させるための施策として、効率的な組織機構の構築や自主財源の確保対策などの取組を行う大綱として位置づけられておりました。しかし、平成27年度に策定されました第2次総合計画におきまして、行政改革大綱は総合計画を着実・確実に推進していくための方策であり、総合計画全体を支える大綱であるという位置づけに見直されております。

また、昨年度策定されました第2次甲斐市総合計画後期基本計画の中で、行政改革大綱は総合計画の推進方策であると改めて示されているとともに、策定方針として、これまでの改革の基本部分を検証しつつ、引き続き4つの重点項目に取り組みながら新たな行政課題にも対応する大綱を策定するよう求めております。このため、第4次行政改革大綱案の核心部分であります主な取組につきましては継続を前提としておりまして、これに新たな取組項目を盛り込む形で策定をしております。

2点目の概要ですけれども、見出し構成についてであります。

第3次大綱と第4次大綱は同じ総合計画を支えていくものでありますので、第3次行政改革大綱と同様の構成にしておいた方が分かりやすいと考えまして、同じ構成にしております。ただし、本文の内容につきましては、近年の社会情勢や本市の現状を取り入れた内容に見直

しを行っております。

3点目といたしまして、計画期間であります。

第3次行政改革大綱から位置づけが見直され、総合計画全体の推進方策となったことから、第2次総合計画との整合性を図り、第4次行政改革大綱案の計画期間は総合計画の周期と同じ令和6年度までの4年間としております。

以上の3点が第4次行政改革大綱の概要についての説明となります。

それでは、引き続きまして、本文の内容について説明をさせていただきたいと思っておりますので、お手元の別冊資料、第4次甲斐市行政改革大綱（案）をご用意いただきたいと思います。

なお、説明につきましては、第3次行政改革大綱から大きく変更した点を中心に説明させていただきますので、ご了承願います。

初めに、1ページのこれまでの行政改革の取組であります。ここは第1次行政改革から第3次行政改革までの経過をまとめたものでありますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

3ページから7ページにつきましても、本市の人口や財政指数について近況の内容に見直すとともに、近年のデータに変更したものでありますので、説明を省略をさせていただきます。資料の8ページをお願いいたします。

3の職員定数であります。

第3次大綱では、ここに職員定数のほかに本市の職員の給与水準も記載をしてありました。しかし、給与につきましては、県の人事院勧告などによって変動が伴うものでありまして、行政改革とは別の論点によって影響されるものであるため、この項目については本大綱から削除し、第4次大綱案では職員定数のみとしたことが変更点であります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

さらなる行政改革の必要性であります。ここでは「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」が昨年度、見直されたため、その推計値に伴ったグラフと内容に変更してあります。

続きまして、資料の10ページをお願いいたします。

まず、上段の2、財政運営の見通しであります。

第3次大綱では、ここに令和2年度から普通交付税の算定基準における市町村合併の特例措置がなくなるため、交付税が大幅に減少し、今後の財源不足が課題であることが記載をされておりました。しかし、特例措置につきましては昨年度で終了しているため、交付税に関する内容については削除をしております。

続いて、同じ10ページ中段の3、定員の適正管理と働き方改革であります。

第3次大綱では、職員の適正数を見極めながら定員を確保すること、また職員の能力向上を目的とした行政改革に取り組むことが記載してありました。第4次大綱案では、これに新規の取組として、働き方改革と女性職員の活躍について追加をいたしました。これからはワークライフバランスを尊重する時代になりまして、働き方改革はなお一層重要度を増していくと思われることから追加したものであります。また、女性が活躍する職場にしていくことが、多様化する市民ニーズに応えることにつながるという理由から追加したものでございます。

なお、この内容に伴いまして、資料の11ページの下に正規職員の男女別割合のグラフについては、新たに追加をしたものになります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

4の公共施設の維持管理であります。

第3次大綱では、将来的に公共施設の老朽化が進み、維持管理費が多額になることから、計画的な管理を行っていくことが必要であるとの内容が記載されておりました。第4次大綱案では、平成28年度に公共施設等総合管理計画が策定されたため、これを参考に改革を行っていくという内容に変更いたしました。公共施設等総合管理計画の最終目標は、現在の全公共施設の延べ床面積を20%以上削減するというものでありますので、これが実現すれば公共施設の維持管理経費が大幅に削減されるため、改革にもつながるという観点から変更したものであります。

13ページをお願いいたします。

改革の基本的事項になります。

こちらの1の位置付けから資料の14ページの3の改革の基本方針までにつきましては、総合計画で定められている内容をまとめたものでありますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、15ページから20ページにあります改革の重点項目についてでありますけれども、この説明につきましては、別紙1といたしまして第4次行政改革大綱の主な取組変更点と書いてありますA41枚のペーパーで説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご留意をお願いいたします。

こちらの表ですけれども、まず表の一番左の列が重点項目で先ほども説明させていただきましたとおり、総合計画で定められている第3次行政改革から引き継ぐ第4次行政改革大綱

に求められている改革の重点項目であります。

その右の列が第3次行政改革大綱の主な取組で、表の一番右側の列になりますけれども、こちらが第4次行政改革大綱案の主な取組となりますが、赤字の部分が第3次行政改革大綱と比較をいたしまして変更になった箇所でございますので、この変更点の説明をもって改革の重点項目の説明とさせていただきたいと思っております。

まず初めに、重点項目1の健全な財政運営、(1)自主財源の確保の中の③ふるさと応援寄附制度の推進と④広告事業等の拡大を、第4次大綱案では③として「多様な財源の確保」にまとめるものであります。理由といたしましては、ふるさと納税や広告収入ほかにガバメントファンディングや償却資産の適正課税、基金の有効活用などを検討する取組を増やしたいと考えまして、「多様な財源の確保」に変更するものでございます。

次に、⑤未利用公有財産の整理・処分につきまして、第4次大綱案では、こちら④といたしまして、公有財産の利活用に変更するものであります。これは未利用公有財産に限らず、通常利用している固有財産につきましても、有効活用を検討する取組を行う必要があることから、「公有財産の利活用」に変更するものでございます。

次に、(2)の計画的・効率的な財政運営の②統一的な基準による財政諸表の作成・公表・分析につきましては、文言の修正を行うものであります。

続きまして、重点項目2の職員の人材育成と適切な定員管理の(1)人材育成と適切な定員管理であります。

ここでは⑤の職員研修の充実が④の計画的な人材育成に含まれる内容でございますので、第4次大綱案では2項目をまとめて④といたしまして、人的資源の強化に変更しております。このため、(1)の見出しにつきましても併せて変更するものであります。

なお、この変更の目的といたしましては、社会環境の変化や多様化・高度化する住民ニーズに対応していくためには、知識だけではなく資格や技術なども職員に求められているということから、職員の意識改革や幅広いスキルアップを目指すという意味から、人的資源の強化に変更しております。

次に、⑥の給与水準適正化の堅持であります。こちらにつきましては、現在この項目で取り組んでいる事業が時間外勤務の削減でありますので、第4次大綱案では取組事業に合わせた項目に変更するものであります。

次に、(2)の組織力の強化と連携であります。

ここでは第4次大綱案におきまして、取組項目の中に④の働き方改革の推進と⑤の女性職

員の活躍の推進を新たな取組として追加するとともに、見出しにつきましても「組織力の強化と働きやすい職場環境の整備」に変更するものであります。

続きまして、裏面の2ページをお願いいたします。

重点項目3の効率的・効果的な事業の推進の(1)質の高い行政サービスの提供の②番、民間業務委託の推進であります。これは先ほどの1ページのほうに、重点項目1の健全な財政運営の中の(3)公営企業の経営健全化の④にも同じ名目の取組項目がありまして、ちょっと紛らわしいため、第4次大綱案では「アウトソーシングの推進」と片仮名表記に変更するものでございます。

続きまして、取組項目の⑤ICTを活用した行政サービスの提供と⑥のリスク管理の徹底の追加であります。ICTを活用した行政サービスの提供につきましても、スマート自治体の推進に向けた事業に取り組むため、またリスク管理の徹底につきましても、内部統制制度の導入や新型ウイルスへの対策など損失の低減や危険回避を管理することも行政サービスには求められてくると考えられることから、第4次大綱に追加するものでございます。

次に、(2)協働によるまちづくりの推進の中の①協働まちづくり基本方針の推進と②協働取組の検証・公表についてですけれども、この2項目につきましても関連性がありますので、第4次大綱案から「協働まちづくりの基本方針の推進と検証・公表」として一体化するものであります。

また、⑤の情報発信の充実につきましても、市民に多くの情報を提供することは必要ですけれども、市民の信頼を得る手段として情報公開も必要と考えられますので、積極的な情報公開を促す意味から、第4次大綱案では「情報発信と情報公開の充実」としております。

次に、(3)成果重視の行政につきましても、第4次大綱案では「業務改善の推進」に変更するものでございます。これは、成果を重視することは大事なことですけれども、その前段階として、業務の見直しを積極的に行わなければ成果は出てこないと考えられますので、成果よりも業務改善の推進を重視するという観点から変更するものでございます。

次に、②の徹底した事務事業の見直しと③の評価と予算の連動につきましても、2項目併せて「ICTの活用も含めた業務改善の推進」に変更するものであります。これは、スマート自治体の推進をするために事務事業の見直しに当たりましても、財政面も考慮した中でICTを活用した改善に積極的に取り組むよう明確にするために変更するものでございます。

次に、重点項目4番、公共施設の適正管理の(1)公共施設のマネジメントの推進でありますけれども、こちらは現在、公共施設等総合管理計画や学校施設長寿命化計画、また公園

施設長寿命化計画などが完成しております、今年度中には公共施設個別施設計画も完成いたしますので、今後これらの計画を随時に見直し、維持管理費などの縮減につなげるという理由から、第4次大綱案では①、②の「策定」を「見直し」に変更するとともに、③各長寿命化計画の見直しを追加したものでございます。

以上が主な取組項目の変更点であります。

最後になりますけれども、大綱案のほうに戻っていただきまして、21ページをお願いいたします。

改革の推進の実施計画でございますけれども、これまではPDCAサイクルを基本としておりましたけれども、新たにFのフィードバックを加えることにより、さらなる効果的な改革を進めるため、PDCFAサイクルに変更するものであります。

資料の23ページ以降につきましては附属資料となりますので、説明は省略させていただきますと思います。

以上が第4次行政改革大綱（案）の説明となります。

なお、議員の皆様からこの大綱案に関します意見などを頂きたいと思ひまして、お手元に第4次甲斐市行政改革大綱（案）に対する意見・提言書を配付させていただきました。ご多忙中、恐縮ではありますが、意見や提言がございましたら、この用紙にご記入の上、12月4日までに企画財政課へご提出をお願いしたいと思います。

また、今後のスケジュールですけれども、来月初旬に甲斐市行政改革推進委員会を開催し、諮問を行いまして、パブリックコメントを1月中旬までの期間で実施する予定であります。パブリックコメントの結果につきましては、来年の常任委員会におきまして、またご報告をさせていただきたいと考えております。その後、甲斐市行政改革推進委員会からの答申を頂いた後に、第4次甲斐市行政改革大綱を決定することになります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一问一答とし、また質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただけますようお願い申し上げます。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑ございますか。ございませんか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 今、最後に主な取組変更点とかという説明があったんですけども、1度聞いただけではちょっと分かりにくいところがたくさんありまして、どんなふうな検討をした結果こんなふうな変更になったのか、その辺を教えてください。

○委員長（内藤久歳君） 小浦委員、あれですか、全体として具体的にどこがどうというところ。

○委員（小浦宗光君） 全部ですね。変更点は全部ですね。

○委員長（内藤久歳君） 変更点全体に対して、こういうふうに変えたかという。

○委員（小浦宗光君） どんなふうな検討をした結果、こんなふうな変更になったのかということね。例えば一つ二つの例でも結構ですから。

○委員長（内藤久歳君） 宮本課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） すみません、先ほどそれぞれのこちらの別紙1の赤字の点についてご説明をさせていただきましたけれども、例えばこちらの裏面の2ページのほうの一番上段のほうですね。重点項目3の効率的・効果的な事業の推進、ここに例えばICTを活用した行政サービスの提供、あるいはリスク管理の徹底、これらを新たに追加をさせていただきました。こちらにつきましては、今後スマート自治体の推進に向けた事業に取り組むというふうな内容から、ICTを活用した行政サービスの提供を追加をするとともに、またリスク管理の徹底については、内部統制制度の導入とか新型コロナウイルスの対策など損失の低減とか、あるいは危険回避を管理することも今後行政サービスには求められてくると、そういうふうな内容から新たに追加をしたというふうな内容で、そういったものも含めまして、それぞれ個々に内容を見直しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。斉藤委員、もしあったらまたお手を。

斉藤委員どうぞ。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 結構、今その2ページの上のほうでアウトソーシングの推進と書いてありますけれども、アウトソーシングというのはどういうものかもよく分からないですけども、私、英語ができないから。いろいろこういうリスク管理の徹底とかという言葉もありますけれども、そのリスク管理の徹底って、どういうことを言っているのかも、ちょっと分かりにくいですけども、こういうふうなもっと分かりやすく表現できないものですか。

○委員長（内藤久歳君） 宮本課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） こちらの先ほど説明をさせていただきましたこの行政改革における主な取組項目の内容を説明させていただきましたけれども、これらを基本に今後また実施計画等細かな内容を策定をしていく予定になりますので、そちらのほうでまた内容のほうは詳細に事業内容なども表記をしていく予定になりますので、そちらでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 細かいことを聞いて申し訳ないんですけども、12ページの公共施設の維持管理の件で、これ4次で28年度まで今後4年間の間に……。4年間かな、これで、6年か。そうじゃないな、4年間だね。20%以上削減と。これ3次では何%削減できたですか。

○委員長（内藤久歳君） 宮本課長。

○企画財政課長（宮本 裕君） こちらの総合管理計画のところに記載をしてございます総合管理計画の周期のほうが令和28年度になりますので、総合管理計画では令和28年度までの間に公共施設の延べ床面積を20%以上削減するというふうな内容になっておりますので、まだこちらのほうについては昨年度までに削減されたとか、そういった内容のほうはまだございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） だから、何となく変だなと思ったのは28年度までにというのに20%削減するって、これ新たに令和3年度だからまだ25年、25年かかるという意味じゃないですか。25年かけて20%しか削減ができないとか、目標だから、あくまでも目標と言うんであれば、具体的に変化が出ると、また変化が出るという形になってくる。例えば人口の推移、年代別の推移、その他いろいろ地域の環境その他で、これあまりにも長過ぎて、ちょっと計画といえば計画かもしれないけれども、何か実態に即さないという感じがするんだけど、もう少しこれ3年度から令和16年度まで、令和6年だね。4年間に限定して、どこまでどうするというような計画じゃなければ意味がないような気がするけれども、その辺はどうですか。

○委員長（内藤久歳君） 横森部長。

○企画政策部長（横森貴志君） 今ご質問いただきました公共施設の総合管理計画につきまし

ては、28年度に策定が終わっておりまして、その時点で、その当時は平成ですけれども、ここで置き換えまして令和28年度までに20%の削減をするという形の中で総合管理計画を策定させていただいております。それに基づきまして、行政改革大綱の中ではそれを踏襲した中で、この第4次でも進めていくと。それと同時に、これからまた個々のそれぞれの委員会でご説明をさせていただきますけれども、個別施設計画を今年度つくります。個別施設計画が第1期から第3期まで分かれておりますので、その第1期におきましては、どのような形でそれぞれの施設の改修等を行うかということを明記させておりますので、そちらのほうで、また細かな点をご説明させていただく形になります。

ですから、この4年間のうちにおきましては、この総合管理計画を踏襲した中で並行して進めていくという形の中で盛り込ませていただきますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） そうすると、その個別計画が出てこないと具体的にどこをどうして、どういう措置をしながら28年まで、ここの計画を見ると16年までの大綱になっているということは、少なくとも16年までには何%、あるいは28年までに20%で果たしていいものかどうか、勝手に減るのか、強制的に何かしなければいけないのか、その辺が分かりづらいな、非常に。

○委員長（内藤久歳君） 横森部長。

○企画政策部長（横森貴志君） こちらのほうは、あくまでも大きな大綱という形の中で策定させていただいておりますので、先ほど宮本課長から話もありましたように、こちらの関係の詳細のまた目標の設定をさせていただきます。その中で、また個々のものも出させていただきますので、これは大綱ですので、今、齊藤委員がおっしゃったように分かりづらい点があるということでご指摘いただきましたけれども、そちらの毎年更新をさせていただきます目標の中で設定をさせていただきますので、それでご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 質疑がないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で第4次甲斐市行政改革大綱（案）についてを終わります。

次に、委員より企画財政課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で企画財政課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時00分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、内容の（2）組織機構の見直しについて担当より説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） 大変お疲れさまでございます。

総務課から組織機構の見直しについてご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

初めに、現状についてであります。今までの組織機構の見直しの経過につきましては、平成28年4月に組織機構の見直しを行ってから4年が経過した令和元年度に各課のヒアリングを行った結果、現在の組織体制について多くの課題が挙げられました。

なお、令和2年4月から秘書政策課に緑化センター活用推進係を設け、山梨県緑化センター跡地活用事業を所管する内容の見直しを行いました。

次に、現在の第3次定員適正化計画では、平成28年4月1日の職員450人を令和3年4月1日までに460人としております。

なお、令和2年4月1日現在の職員数は441人となっておりまして、令和3年度は24人を採用し、職員数を460人とする予定となっております。

次に、課題・問題点であります。令和元年度のヒアリング時に挙げられた問題点、組織機

構の見直しに当たり、考えられる主な課題として資料に掲げてあります9つの内容が挙げられました。

2ページをお願いいたします。

次に、3の見直し（案）についてであります。

令和3年度に向けての組織機構の見直しに向けた基本的な考え方は、整理を行った課題等を解消するとともに、今後想定される行政課題等を踏まえ、令和元年度に策定いたしました第2次甲斐市総合計画後期基本計画、第2期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び令和2年度を最終年度といたします第3次甲斐市定員適正化計画に基づき、効率的な行政運営を図りながら、多様化する市民ニーズや新たな行政需要に対応できる組織を基本といたします。

この考え方にに基づき、甲斐市組織機構の機構改革の主な視点といたしまして、1、新たな行政課題に対応できる効率的な組織、2、市民サービスの向上が図られる組織、3、危機管理のための迅速な対応ができる組織とすることといたしました。

まず、1の新たな行政課題に対応できる効率的な組織であります。

令和2年度から第2次甲斐市総合計画後期基本計画、第2期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートしております。市の将来像である「緑と活力あふれる生活快適都市」の実現に向け、資料にありますとおり、後期基本計画の5つの基本目標と、それを実現するため、また総合戦略の4つの基本目標を実現するため、新たな行政課題に対応できる効率的な組織を構築いたします。

次に、2の市民サービスの向上が図られる組織といたしまして、現在、市民部、子育て健康部は本館1階と新館1階に分散しております。重要な課題等に迅速に当たる観点から、1つのエリアにまとめる必要があると考えております。特に新館1階につきましては、現在、市民部、福祉部、子育て健康部の3部で職員約114人が配属されているため、スペースに余裕がなく、職場環境についても非常に悪い状態でございます。今回の見直しの中で重点課題でもありました新館1階の密な状態の解消を図るとともに、同じ部の課が隣接することにより、市民の相談に対し迅速に連携して対応が図られることから、利便性を高め、市民サービスの向上が図られる組織といたします。

次に、3の危機管理のための迅速な対応ができる組織といたしまして、南海トラフ地震等に対する対策に加え、近年のゲリラ豪雨や台風の大型化に伴い災害が激甚化していることから、災害時に備え危機管理体制の充実を図る必要があるため、迅速かつ的確な対応ができる

組織を構築いたします。そのため、災害に対する迅速な対応を図るため、防災危機管理監を設置し、単独の部と同等の監を設けます。今まで市長、副市長からの指示が総務部長を通して行われておりましたが、単独の部となることで直接指示が伝わり、迅速化が図られます。

以上のことを基本方針とし、これを実現するため見直しを実施し、令和3年4月から13部33課82係体制とする案でございます。

ただし、課長職につきましては、部長が課長を兼務する課が2課となるため、1人増となります。

3ページをお願いいたします。

まず、1の新たな行政課題に対応できる効率的な組織といたしまして、総合計画に基づき地域のことは地域で決定し、画一的な施策ではなく、独自のまちづくりに向け、的確かつ迅速に対応できる体制を次により整備いたします。

(1)の政策立案、連携強化の機能の強化といたしまして、様々な政策課題に迅速かつ機動的に対応するために企画政策部を再編し、総合戦略部を設置いたします。

下の組織図も一緒にご参照願います。総合戦略部に経営戦略課と財政課を設置し、秘書政策課につきましては副市長の直轄とし、秘書室といたします。秘書室は秘書係といたします。秘書係は現行の業務に加え、これまで総合政策系の業務でありました政策会議及び市長、副市長から指示された内容についての調査を行います。

経営戦略課は、政策戦略係と経営企画係及び広聴広報係の3係となります。政策戦略係は第2次甲斐市総合計画後期基本計画、第2期甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略、甲斐市行政改革大綱等、政策及び施策の策定に関する業務を行います。経営企画係につきましては、総合計画、総合戦略の実行に向けた施策の進行管理及び行政評価を行います。広聴広報係は引き続き現行の業務を行います。

財政課は、財政係と契約係の2係体制となります。2係とも引き続き現行の業務を行います。財政事務と契約事務の連携が強化されますので、事務の効率化及び迅速化が図られます。

4ページをお願いいたします。

次に、(2)の自治体行政スマートプロジェクトの推進であります。国ではデジタル庁の設置により、官民のデジタル化を強力に進めていくこと、また今回の市長公約にもありますとおり、今後の労働力の供給制約の中、地方自治体が住民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、職員が企画立案業務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければならない業務に注力できる環境をつくる必要があることから、総務部にスマートプロジ

ェクト推進課を設置いたします。

スマートプロジェクト推進課は、スマートシステム推進係と情報政策係の2係となります。スマートシステム推進係はマイナンバーカードの活用、窓口申請業務のスマートシステムの構築、AI、RPA等のICTを活用した効率的な業務プロセスの構築を行います。情報政策係は情報系、業務系システムの管理のほか、職員テレワーク等の推進を行います。

なお、来年度からの設置に先立ち、10月に14人からなるスマートプロジェクト推進プロジェクトチームを設立し、意見交換を重ねる中で報告書を作成しております。来週の24日に市長に提出する予定でございます。この中で研究した課題等を基に4月以降スマートプロジェクト推進課で事業に取り組んでいくことになります。

次に、(3)の障がい者福祉及び生活保障・自立支援の推進といたしまして、障がい者の重度化、高齢化や社会環境の変化に伴い、障がい者等が抱える生活課題や支援ニーズも多様化・複雑化しております。また、生活困窮者も年々増加しており、生活保護に至る前のセーフティーネット対策の推進も求められていることから、障がい者福祉に特化した障がい者支援課を設置いたします。

次に、(4)子育て家庭に向けた支援の充実といたしまして、子育てに関する学習機能の提供や相談体制の充実、地域ぐるみの支援体制を強化するため、児童係を分割し、子育て支援係を設置いたします。

次に、5ページになります。

(5)の農林業及び産業労働の強化といたしまして、建設産業部を再編し、農業の担い手・農地対策を効率的かつ効果的に推進するとともに、地域産業の強化に特化した産業振興部を設置し、農林振興課と商工観光課の2課体制となります。また、建設課と都市計画課につきましては、都市建設部といたします。

また、農林振興課の農林管理係と農林基盤整備係につきましては、老朽化している用排水路や農林道の整備など生産基盤の適切な維持管理を図る必要があることから、統合して農林土木係とし、一元的な管理体制といたします。

次に、(6)緑化センターの活用推進といたしまして、緑化センターの跡地活用事業については、都市公園(地区公園)として活用する方針でございますので、都市公園を所管する都市計画課に移管し、都市計画課に緑化センター活用推進係を設置いたします。

ページをめくっていただき、6ページをお願いいたします。

次に、(7)一元的な公営企業の管理・推進体制の整備といたしまして、水道、簡易水道、

下水道事業は公営企業会計において一元的に管理するため、上下水道部を公営企業部に再編いたしまして、上下水道業務課と上下水道工務課を設置いたします。上下水道業務課には上水道総務係、下水道総務係及び経理徴収係を置き、上下水道工務課には上水道施設係と下水道施設係を設置いたします。

次に、（８）会計管理者の職務の見直しについてといたしまして、市の会計事務の責任者が課長職であるのに対し、公営企業会計の会計責任者は上下水道部長であることから、会計管理者を部長職にいたします。

次に、２の市民サービスの向上が図られる組織であります。

（１）の市民が相談しやすい配置に変更につきましては、後で別冊の職員配置図により説明させていただきますので、先に７ページをお願いいたします。

（２）の市民窓口課の名称変更といたしまして、担当課のヒアリング時に「市民窓口課」という名称は市民が市の窓口と勘違いし、あらゆる内容の問い合わせや電話が多くあり、担当業務に影響を及ぼしているという意見がございました。そのため市民に分かりやすい名称変更を行います。市民窓口課を市民戸籍課、届出窓口係を住民記録係、証明窓口係を証明係に改めるものでございます。

次に、３、危機管理のための迅速な対応ができる組織であります。

市長の公約にもありましたとおり、南海トラフ地震等に対する対策に加え、近年のゲリラ豪雨や台風の大型化に伴い、災害が激甚化している中、新型コロナ対策も図りながら、市民の安心安全を確保するための対策が求められております。

そのため、先ほど基本的な考えのところでご説明いたしましたとおり、災害が生じる前の迅速な対応を図るため、防災危機管理監を設置し、単独の部と同等の監を設けます。ただし１監１課２係体制といたしますが、課長は管理監が兼務いたします。また、配置につきましては、災害対策本部となる新館２階防災対策室の隣を改修する予定でございます。このことにより、効率的な推進を図ってまいります。

最後に、（１）の市民が相談しやすい配置の変更につきましては、別冊になりますけれども、職員配置図のほうがお手元のほうにあるかと思えます。そちらのほうで説明をさせていただきます。

まず、１ページ本館の１階でございます。子育て健康部につきましては、子育て支援課と健康増進課が離れているため、急な場合など部長や関わりのある保健師との連絡を取ることが難しい状況でございました。そのため、今回本館１階の生活環境部を、資料の２ページお

願いたします。現在、下水道の場所へ生活環境部を移動することにより、もう一度1ページに戻っていただきまして、健康増進課の横に子育て支援課が移動いたします。このことによりまして、子育て健康部が1つのエリアにまとまり、部長、保健師とも連絡を密に取ることが可能となります。

次に、2ページのほう、もう一度願いたします。

先ほど申しあげました下水道課につきましては、資料の最終のページになります。6ページのほうになります。先ほど申しあげましたとおり、今回「公営企業部」と名称変更し、課につきましても上下水道業務課と上下水道工務課になりますので、それぞれ1階、2階に移動いたします。

もう一度2ページのほうにお戻りください。

下水道課の場所及び建設課の建設土木係が建設総務係の横に移動し、生活環境部の環境課及び市民活動支援課が移動してまいります。また、都市計画課に緑化センター活用推進係を設けます。南側になります。産業振興部になりますので、部長席が新たに設置されます。また、農林基盤整備係と農林管理係が1つの係となり、農林土木係になります。

次に、下のほうの資料3ページ、本館3階になります。

秘書政策課は秘書室になります。隣に経営戦略課、財政課が入りまして、防災危機管理課は新館に移動しますので、その場所に人事課が移動します。また、現在総務課の情報政策係の場所に、新たにできますスマートプロジェクト推進課が入ります。

ページをめくっていただきまして、4ページをお願いいたします。

新館の1階につきましては、先ほどご説明しましたとおり、現在市民部、福祉部、子育て健康部の3部で職員約114人が配属されているため、スペースに余裕がなく、職場環境が非常に悪い状態であります。今回、子育て支援課が本館に移動することにより、密が解消されることとなります。

子育て支援課があった場所に福祉課が移動し、今の福祉課の場所に福祉課から障がい者福祉に特化した障がい者支援課が入ります。

資料の5ページをお願いいたします。

新館2階であります。防災対策室の改修を行い、そこに防災危機管理監が入ります。災害が起こる際に設置する災害対策本部は防災対策室で行いますが、防災危機管理課が本館3階にあったため、本部が立ち上がりまして防災危機管理課と本部に職員を分けて配置しておりました。今回、防災対策室の隣に移ることにより、本部の設置もスムーズにでき、対応が図

られることとなります。

最後に、6ページお願いいたします。

先ほどご説明いたしましたとおり、1階に上下水道業務課、2階に上下水道工務課が設置されます。このことにより、上水道と下水道の連携が図られ、公会計がスムーズに処理されることとなります。

最初の資料に戻っていただきまして、7ページをお願いいたします。

今後のスケジュールであります。12月定例会に組織機構の見直しに伴います行政組織条例のほか5つの条例をまとめた集合条例の制定の件、また先ほどご説明いたしました防災危機管理監の設置に伴う新館改修経費、また移動に伴います備品や看板等のサインの変更経費及びLAN配線等改修に係る経費などの補正予算を提出する予定となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、資料8ページのA3の資料につきましては、現在の体制及び4月以降の体制を一覧にまとめた表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、組織機構の見直しについての説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 危機管理のための防災管理の管理監というのかな、今度新たに設置するということになった。当然その管理監というのは、ある程度防災に長けたいろいろな資格というのかな、そういうのをを持った人材というか、そういうのをそこに充てることになっていきますか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） こちらにつきましては、職員のほうからの担当になりますけれども、部長職ということで今までは先ほど説明させていただきましたとおり、総務部に属しておりましたので、市長等の指示が部長を通じて防災危機管理課に行っておりましたが、今後、部長職にすることによって、直接市長の指示が防災危機管理監のほうに伝わるというふうなことで、指令系統の迅速化を図るためでありますので、職員により管理監は担当することになります。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 職員じゃ、それは問題ないと思うんだけど、せっかく防災の早く言えばプロフェッショナル、要するに。ただ連絡するだけじゃなくて、それに長けた、やっぱりそういういろいろな資格というか、そういうのを持った人を当然充てるべきだと思うんだけど、その辺の人事というのは、それはどんなように考えているんですか。

○委員長（内藤久歳君） 石合部長。

○総務部長（石合雅史君） 特に防災担当者が必要とされているような資格とか、そういうライセンスみたいなもの、どのようなものがあるかということをお私ちょっと今、承知はしてありませんけれども、職員であれば当然配属されたところの業務に一日も早く精通して、それなりの知識を得て業務に生かしていくというのが職員の責任でありますので、そういった観点から、その辺の人材を当然配置したいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） せっかくこうやって防災危機管理監という形で1つのポストをつくって防災強化をするという体制をつくったわけだね。体制はできたけれども、そこにそれだけの人材がないなんていうことじゃ意味がないからね。やっぱりその辺も十分考慮した中で、やっぱり人選をしていただきたい。やっぱりある程度特殊な、防災というのはいろいろな関係絡むと思うんだよね、いろいろな形の中で。だから、既存のように2期いたら異動するという、それも確かにいいかもしれんけれども、こういったところはやっぱりそういった専門職の人みたいなのかな、そういったものも今後検討していく必要があると思うので、その辺も全部、今後検討していただきたいと思います。これは要望で結構です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） もう1点、会計管理者が今度、部長職ということで新たになるけれども、これは今までも会計管理者は課長だったんですけれども、どういうわけで今年からいきなり部長職となる。その明快な根拠というか、どういうあれでなったんですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） そちらの資料にもありますとおり、市の会計の責任者が現在、課長職となっております。公営企業部のほうで公営企業会計につきましては、現在部長のほうを担当しております。公営企業について部長で行っていて、それよりも金額の大きい一般会計については課長職が担当しているというのは、責任上やはり同等の部長職のほうの方がよろしいんじゃないかということ。また、近隣の市町村におきましても、会計管理者につきましては

はこの機構だと部長というか、市長部局のほうに組み込まれるような形になっておりますけれども、通常関係管理者というのは独立した部分になりますので、今回機構の見直しに合わせて、こちらのほう再度見直しをさせていただいたところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 十分これ理解できるし、本来はもっと早く、昔はこれ収入役という形の中でやっていたのが現実だと思うんだよね。それをうちの場合はある程度、課長職という形の中で、本会議だって出席しているし、ほとんど部長待遇のような形になっていて、一応名称はちょっと部長でなかったということで、今回の機構改革によって部長職という形に上げたということで理解していいということだね。分かりました。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 1点目は、本館の2階が移動しても移ってくる数のほうが多いみたいなふうを感じるんだけど、いわゆる作業スペースとして、いわゆる安全確保とか業務の効率とかに支障ありませんか、これ。今、新館の1階がそういうふうであれだと。2階にそういうふうでこれだけの部分を移動すると、ここがまたかなり厳しいんじゃないかというふうを感じるのが1点。

その辺と、職員同士のいわゆる今のコロナ対策じゃないけれども、やっぱり職務をやっている職員だって安全の確保が必要だし、今後どんなウイルスがどんなふうに出てくるかも将来も見えないわけなもので、あまり密なのはいかがかというふうな感じがするんだけど、お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 2階の生活環境部が移動する場所につきましては、現在下水道課が入っておりますけれども、建設課のほうの係、1係を建設課のほうに移動していただくことによって、現状の機の配置とさほど変わりのないような状況ですので、そんなにスペース的に狭くなる部分はありません。

ただ1点だけ。部長席のほうで、そちらのほうに生活環境部の部長席が入ってまいりますので、上のほうの部分については若干密になるところがありますけれども、そちらについては応接セットを外すようなことで対応を考えております。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 現状でも、そんなにゆとりがある状態じゃないから、その辺を心配しているという1点。

あと水道事務所の上下水道を一体にするというのは、非常に効率からいろいろ言っているんだけど、あの建物は今ここに個別施設計画の中の案の中に、あの棟がないんだけど、何年に建てられた、ちょっと今、行政資料がないので。建築年数からして何年たっているんですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 私どもちょっと正確には今、資料持ってないんですけど、40年から45年ぐらいはたっているんじゃないかと思います。

○委員長（内藤久歳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 私が言いたいのは、あの建物やはり今、委託業者さんが入って、窓口業務と維持管理といろいろやっている形になっている。ただ、あれ公園の真ん真ん中にあるような建物という形に一応なっているので、いつまで使うつもりで配置で考えているか。これ永続的にあのまま使うつもりなのか。あるいは限定的なのか。その辺はどうですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 今回の見直しを行うに当たりまして、今後、今回の見直しに限らず、来年度、定員適正化計画も新たに見直しをされることから、併せてこういった今年だけで終わるのではなくて、こういった機構の見直しを行う組織を継続的に来年度以降立ち上げて、そういった部分で今年できなかった部分についても引き続き検討をしていくことを考えております。その中で一考として、水道事務所の老朽化に伴う上下水道事務所の建設についてというものについても、その中で併せて検討していくということで予定をしておりますので、その中で検討をしていきたいと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 今いみじくも上下水道部の新設みたいな計画も将来的に考えていかなければいけないというようなニュアンスに聞こえたんだけど、そう言うのはなんですけれども、もっと効率的な既存の有効活用の方法等も考えるべき点ではないかなと。あるいはいわゆる職員も市民なんで、やっぱり安全対策ということはまず第一に考えるべきなのが、財源が第一で安全は二の次というふうになっているような状況がこれにも垣間見えると。そのところら辺はもう少し基本的に、今この庁舎関係だけじゃなくて、行政の施設全部、個別施設計画もひっくるめて全部をそういうふうに総合的にしっかり見ないと、私は付け焼き刃

みたいなやり方ではうまくないというふうに思うんだけど、その辺をうまく考えてやってもらいたいんだけどな。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 今、委員がおっしゃられたように、今回、水道事務所につきましては老朽化が進んでおりますので、その老朽化に伴う上下水道事務所の建築等も併せる中で、来年度以降、検討する予定でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと確認で、昨日教えてもらって、今度は緑化センターが都市公園という形で一応今度持っていくという、そういう方向でいくということで説明あったんだけど、緑化センターが今度は都市計画課に移るということで、今までの企画財政でやったものが、あそこは一切今度、緑化センターには、あくまでももうあそこはかわらず、都市計画のほうで担当していくということで、これ確認ですけれども、そういう理解でいいですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） いつも防災関係で地下の問題、電気室の問題がいつも問題になっているんだけど、要は水害があったときに、これ地下だと当然電気がだめになっちゃうと。機能が機能しなくなっちゃう、要するにこの本館が。それも考えたらどうだと同僚議員から一般質問なり、いろいろなところで出ているんだけど、その辺のところの話とか、この対応とか、その辺はどんなふうに、何か話出ている。出てないの。その辺のところはどうなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 今回については、あくまでも組織機構の見直しに伴っての配置図の移動に関する関係を検討した関係から、直接そういった施設の関係はありませんけれども、一般質問を頂いた際にもご答弁させていただいておりますけれども、新館につきましては、あちらのほうが、こちらのハザードマップで対応しているメーターまで水が入れるような形で対応させていただいておりますので、現状対応できるという考えの下で行っております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっと今、機構改革とは違う、ここにちょっと図があったから、ちょっとその辺のところいつも出ているので、基本的に市長もこの公約の中で防災というのは特に重点項目で挙げているわけだよね。うちも防災の危機管理課なんていうのをつくって、それに対してきちっとやろうというときに、基本的に本元の地下の電気室が対応してなくて、やっぱり今はもうどんどん上なんだよね。水害とか何かのときに、そういったものを検討していかなければ、幾らつくったって、大本の機械室が電気室が地下で水で雨降っちゃったら何にもならないので、これちょっと今日は部長、その辺のところも今後やっぱりある程度検討した中で対応する必要があると思うんだよ、要はね。その辺ちょっとこちらの所感お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 石合部長。

○総務部長（石合雅史君） 先ほど新館の電気室の浸水対策につきましては、平成28年度に壁を立ち上げて行っております。併せて本館の浸水対策についても同じ年度で対応して、現在ハザードマップにおける浸水深には対応できるという一応内容になっております。

先ほど小澤課長のほうで答弁いたしました今後の組織機構の継続的な見直しという項目の中で、いずれはこの庁舎も手狭になってくるということが想定されますので、庁舎、分館の建設等も視野に入れながら、そういった場面での対応のほうを考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 時間ないと思いますからあまり質問できないですけども、見直し案で総合戦略部とか危機管理、危機管理というのは前からあったですけども、こういう何かちょっと大げさな軍隊みたいな名前を小澤課長の発案ということですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） いや、私の発案ではないですけども、皆さんで協議をいただく中で、こう言った名称になったところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 何かちょっともう少し違う名前がないかなと思ったんですけども、あとは課長の発案じゃしょうがないからあれですけども、この防災のほうで新しくできまし

て、監という危機管理監ということですが、これは部長級ということでしたら部長という名前にすればいいかなと思うんですが、その監にしなければならない理由が何かあったですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 部におきましては、2課以上ということで部になっておる関係から、防災危機管理監につきましては防災危機管理課1課のみということで、今回「監」というふうな名称にさせていただいております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 会計管理者が今度は部長級になったということですね。それは私も前からその方がいいと思っていましたので、いいと思います。

あと監査委員が議会の事務局にありますけれども、これは普通は総務課とかそういうところに置くべきあれですけれども、やはり議会事務局がやるということは仕事の関係でそういうふうな設置しているというふうな感じで捉えていいわけですか。議会の仕事を手伝ってもらっているから、そういうこともあたりして、そこに議会の事務局に監査委員の事務局が置いてある、設置してあるというのは。

○委員長（内藤久歳君） 石合部長。

○総務部長（石合雅史君） 監査委員事務局につきましては、組織が大きい県とか規模の大きい市とかにおきましては、独立した組織の中で位置づけられているというのが実態でございまして、本来そういう形が一番好ましいと私も認識しておりますけれども、やはり甲斐市の規模ですと独立した形での設置が難しいということで、現在議会のほうに設置してあるということです。

どちらかという、第三者的な立場から市の会計についての監査を行うということで、市長部局に設置するよりも議会事務局、議会内ですね、そちらのほうに設置したほうがより職務の透明性等が保てるのではないかという観点からであると思います。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

加藤副委員長。

○委員（加藤敬徳君） 今回、組織の見直しということで新たな部署というか、そういうのが創設されたと思うんですが、ただそこに配置される人員として、今現状でいる方の中でやると思うんですが、例えばじゃ、そういったところに派遣した場合に、もともと

いた部署は人数が減ることになると思うんですけども、そういった部分で何か手薄になるというか、現状でも、かなり人手が足りないような部署もあるかと思うんですけども、その辺のところは補充とかそういうのは大丈夫なんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 石合部長。

○総務部長（石合雅史君） 現状の事務分掌をそれぞれ各担当課の中で十分見極めた中で、新しい組織に見合った事務の分担を定めております。

当然、手薄になるというようなことは我々は想定もしておりません。定員適正化計画も新たに設定されるということで、職員数も今後、徐々に増加していくという状況でございますので、全体の職員数を見ながら、当然足りていない部署につきましては補充をしまして、事務サービス等の低下につながらない体制づくりを行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、何かございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で組織機構の見直しについてを終わります。

続いて、内容の（3）特別定額給付金の給付実績について、担当より説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） それでは、引き続き総務課から特別定額給付金の給付実績についてご説明させていただきます。

資料の9ページをお願いいたします。

このたびの特別定額給付金に係る実績が確定いたしまして、10月29日に報告書を提出いたしましたので、最終的な給付実績を報告させていただきます。

まず、対象者であります。今回の特別定額給付金の対象者は、基準日（令和2年4月27日）におきまして、住民基本台帳に登録されている者、DV被害により住民票を移すこ

とができない旨、市に申し出た者、児童養護施設などに入所しておりますが、住民票を移すことができない児童を対象といたしました。

なお、そのほか障がい者施設・高齢者施設入居者で住民票を移すことができない者やホームレスや無戸籍者などの方なども対象となっておりますが、本市では申出はございませんでした。

次に、本市の特別定額金の支給実績であります。

まず、世帯への支給状況でございますが、対象が3万3,335世帯に対し、支給者は3万3,241世帯でありました。未支給件数は94世帯、そのうち辞退した数は10世帯でありました。最終的な未申請世帯数は84世帯となり、支給率は99.72%でございました。

次に、支給人数でございますが、対象者7万5,937人に対し、支給人数は7万5,831人でありました。未支給者数は106人、そのうち辞退した人数は16人でありました。最終的な未申請者は90人となり、支給率は99.86%でございました。

次に、支給事務の経過であります。

4月20日の特別定額金給付事業の閣議決定を受けまして、総務課が担当することとなりました。

5月1日から市ウェブサイトを利用し、市民の皆さんにPRを開始いたしました。

5月7日からオンライン申請及び生活困窮者の窓口での先行申請の受け付けを開始いたしました。

5月11日に、5月臨時市議会におきまして補正予算を可決していただき、契約等を執行いたしました。

5月20日に、正職員でプロジェクトチーム設置をいたしまして、申請者に対する対応を開始するとともに、5月7日から受け付け開始したオンライン申請及び窓口申請分の給付の開始を行いました。

5月23日には、土曜日でありましたが、職員50人により申請書の封入・封緘作業を行い、5月26日から郵送を開始しております。また、同日からは専用ダイヤルを設け、電話による相談・問い合わせに対し職員が対応しております。

5月28日から本格的な申請が始まりまして、6月4日から火曜・木曜の週に2階の振り込みを開始しております。1日20人で集中作業の結果、給付率87%となったため、6月9日から企画政策部、総務部のみに切り替え、プロジェクトチームを縮小いたしました。

6月20日に、新聞折り込みチラシにより申請の勧奨及び詐欺注意を行いました。申請を

促す記事を広報7月号、8月号に掲載しております。

7月31日には、未申請世帯の474世帯に対しまして、申請を促す勧奨はがきを送付しております。

8月18日には、当初申請書及び勧奨通知がどちらも届かなかった16件の現地調査を行っております。

8月24、25には、防災無線によりまして申請を促す内容の放送を行いました。

8月28日で申請の受け付けを終了し、9月24日に最後の現金給付者2人に支払いを行いました。

次に、支給に係る経費でございます。

特別定額給付金の負担金補助及び交付金、また表にありますとおり、会計年度任用職員関係人件費、正職員時間外手当、事務消耗品購入経費の消耗品、申請書及び新聞折り込みチラシなどの印刷製本費、申請書等の発送経費の通信運搬費、振込手数料等の手数料、システム改修及び申請書・決定通知書印刷業務委託等の委託料、コピー機のリース代の使用料及び賃借料などを支給に係る事務経費として支出しております。

以上、特別定額給付金の給付実績についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ございますか。よろしいですか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 支給実績の中で未支給のうちで辞退した数は10世帯、16人ということになって、それを差し引いた、未支給数からそれを差し引いた未申請者数というのが、この人たちというのは最終的にはどうなったんですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） この方たちからは申請がございませんでしたので、支給はしておりません。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） そういうプライベートな感じになってくるから聞くのはどうかと思うんですけども、どういう人たちかというのは分からないですね。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 辞退をした方というのは、こっちのほうに申請が来ておりますので分かりますけれども、この未申請者については、支給を行ってない方については申請すらもなかったということですので、こちらのほうではどういった理由で申請しなかったのかというのは分からない状況でございます。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） この人たちは未申請者数というのは、この人たちがいることはもう確認しているんですか。

○委員長（内藤久歳君） 久保係長。

○総務係長（久保欽一君） 実はいることの確認につきましては、先ほどもご説明したように最初の申請書と、あと申請を促す通知ですね、どちらも届かないという方については現地確認をしたんですが、それ以外の方はそういう確認はしておりません。申請につきましても、これ必ず国民の方、申請しなければならないということではなく、しない自由もあるということもありますので、そこまではやっておりません。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

次に、傍聴議員の質疑を受けます。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ちょっと費用のほうでお伺いしてもいいですか。

システム改修費、委託料の中で1,200万かかっていますよね、1,300万。この中の4行目、システム改修という形で、これどのくらいかかったんですか、金額的に。

○委員長（内藤久歳君） 久保係長。

○総務係長（久保欽一君） このシステム改修につきましては、ちょっとすみません、中身が今すみません、中を見ないと分からないんですが、システム改修とそのシステムから出る申請書、それで申請書を折った状態で納入、それから今度、支給が決定してから決定通知書を出す、決定通知書の印刷まで含めております。内容につきましては、しばらくお時間を頂きたいのですが、システムの改修につきましては約350万でございます。

○委員長（内藤久歳君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それで、これは給付に関わるシステムだと思うんですよ。この作業だ

けにこのシステム組まれたのか。これを使って、いろいろ汎用性が出てくると思うんですよ。何かのときには使えるんじゃないかと、こういうところまでお考えになったシステムなんですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） こちらのシステムにつきましては何年か前ですかね、やはり同じような形で特別定額給付金がございまして、それらをベースに今回改正したものという部分もありますので、全く今回新しくシステムを改修した内容ではなくて、そちらのシステムを改修する中で、今回の部分を併せる中で改修を行っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） ちょっとしつこくなっちゃうんですが、本当にご苦労さまでしたと、本当によかったと思います。

ただ、先ほど当初申請書及び勸奨通知、どちらも届かなかった16件の現地確認というのは、結局住民票あるけれども、いないということが確認されたということなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 久保係長。

○総務係長（久保欽一君） そのとおりです。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） それって、別な意味で何か問題というかないですかね、それに関しては。住民票があるのにいないということに関しては仕方がないというだけで済むということなんでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 久保係長。

○総務係長（久保欽一君） 行って居住実態を調べたんですが、大体行ってみると、もう住宅が朽ちかけているとか、居住実態がないということで我々も判断したところですよ。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

傍聴議員、ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で特別定額給付金の給付実績についてを終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行いますけれども、3時5分まで休憩します。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時07分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、内容の（4）個別施設計画（案）について、担当より説明をお願いします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） 引き続き、よろしく願いいたします。

総務課より行政系施設の個別施設計画の策定状況について説明させていただきます。

資料につきましては、別冊の甲斐市公共施設個別計画（案）（行政系施設）をよろしく願いいたします。

この個別施設計画の策定状況のご報告につきましては、昨年7月の常任委員会において、1ページから5ページの中段にかけての内容といたしまして、対象施設、施設別状況、施設の状態、施設の役割、課題までをご報告させていただいております。本日もご報告いたします個別施設計画の策定状況につきましては、昨年度ご報告いたしました内容の続きでありまして、庁舎などの行政系施設である6つの施設を対象として、施設管理の取組方針及び概算対策費用を整理した内容でございます。

このため、昨年報告いたしました内容の説明につきましては省略させていただき、5ページの下段の施設管理の方針・対策費用から説明させていただきますので、ご了承をいただきたいと思っております。

それでは、資料の5ページをお願いいたします。

下段にあります6、施設管理の方針・対策費用についてであります。昨年度から今年度にかけてこの項目以降の内容を整理いたしました。

（1）施設管理の基本的な考え方であります。

平成28年度に策定いたしました公共施設等総合管理計画の「3、公共施設等の総合かつ基本的な管理に関する基本的な方針」に基づき、適切な維持管理を進めてまいります。

また、公共施設等総合管理計画の「3.2、公共施設等マネジメントの基本方針」で、予防保全による長寿命化を基本方針の一つとしていますが、施設の計画的な維持管理により、

財政負担を軽減するとともに、施設の使用年数を延ばす長寿命化を推進し、施設をより長く、よりよい状態で使用していただくことを目指す必要がございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

長寿命化を目指す際の目標使用年数につきましては、建物の構造や使用状況等により大きく左右されますが、「建築物の耐久計画に関する考え方」を参考といたしまして、非木造につきましては標準的な耐用年数60年を75年に、木造につきましては40年を50年に長寿命化することを目標といたしております。さらに、施設の更新や改修等に当たり、必要がある場合はユニバーサルデザイン化事業、バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等を検討いたします。

(2) 個別施設の取組方針・対策費用であります。

令和3年度から令和9年度までの計画期間における各施設の取組方針と対策費用の概算はこれからご説明いたしますが、その内容等につきましては計画策定時点におけるものでありますので、今後の社会環境の変化、施設の利用状況や定期点検等の結果、また詳細な設計や見積り等により変動が生じる場合がございます。

①の取組方針の庁舎等行政施設として5施設あります。

竜王庁舎本館につきましては、定期的な法定点検や保守点検、老朽化等の調査を実施し、調査結果に基づき、必要に応じて改修を行い、市民が安心して利用できる施設として安全確保を図り、施設を維持してまいります。

竜王庁舎新館につきましては、必要に応じた改修等を行い、利用者の安全確保を図り、施設を維持してまいります。

竜王庁舎南別館につきましては、定期的な保守点検により設備の不具合の早期発見に努めながら利用者の安全確保を図り、施設を維持してまいります。

敷島庁舎、双葉庁舎につきましては、定期的な法定点検や保守点検、老朽化等の調査を実施し、調査結果に基づき、必要に応じて改修を行い、利用者の安全確保を図り、施設を維持してまいります。

続いて、7ページをお願いします。

その他行政系施設といたしまして、1施設ございます。

甲斐市消防団本部詰所につきましては、令和9年度までの第1期の計画期間におきましては、施設の劣化の具合を確認しながら、利用者の安全確保を図り、施設を維持してまいります。

なお、利用状況を踏まえて施設の集約化なども検討いたします。

次に、②の対策費用（概算）でございます。

7ページ中段以降の表で記載しておりますが、施設ごとに令和3年度から令和9年度までの計画期間内に見込まれます建築設備、電気設備、機械設備の大規模改修等に係る概算の工事費を概算対策費用について、令和5年度までの前期と令和6年度からの後期に分けて計画しております。この概算対策費用の積算に当たりましては、国土交通省の建築物のライフサイクルコストによる単価を基にした平均単価表を活用しております。

まず、竜王庁舎本館と竜王庁舎南別館、甲斐市消防団本部詰所につきましては、調査結果に基づき、必要に応じた改修や設備の不具合の早期発見に努めることとして、現時点では対策費用は計画しておりません。

竜王庁舎新館につきましては、計画期間の後期に築15年となるため、建築設備の外壁及びシーリングの改修を計画しております。

敷島庁舎につきましては、前期に建築設備の外壁改修と電気設備の改修として地中熱ヒートポンプの入替えを計画しております。

双葉庁舎につきましては、後期に建築設備の外壁及び自動ドアの改修と電気設備の改修といたしまして、冷暖房設備修繕を計画しております。

以上が行政系施設の公共施設個別施設計画（案）の策定状況でございます。

今後のスケジュールにつきましては、来月からパブリックコメントで意見募集を実施した上、今年度末までに策定する予定でございます。

なお、議員の皆様からこの個別施設計画（案）に関するご意見などを頂きたいと思い、お手元に系統ごとの個別施設計画案に対する意見・提言書を配布させていただいております。ご多忙中、恐縮ではございますが、企画財政課におきまして全体の意見集約を行いますので、提出につきましては、この要旨にご記入いただき、12月10日までに企画財政課へご提出をお願いいたします。

以上、総務課から説明させていただきました。よろしくをお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 基本的に双葉の庁舎がかなりもう古くて耐震の措置やなんかいろいろ

やったという報告を受けているんだけど、ここにも課題ということだね、水回りとか排水の設備なんかは老朽化して、対応していく必要があるとうたってあるんだけど、これを見ると、ここら対策費用のところ概要のところそういうものは計上してあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 宮川係長。

○（双葉支所）庶務係長（宮川佳子君） こちらには100万円以上、金額が100万円以上かかるものという形で指示がありまして、こちらの中には載ってはいませんが、年度年度でその都度かかるという形で予算の中には組み込んでいる形を取っています。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） これは総務課長、やっぱり年度年度で結構もう古い施設で、外壁なんか耐震性でやっているけれども、配水とか水回りなんて、なかなか耐震ではできないものだし、かなり老朽化していると思うんだね。故障したらその都度やるじゃなくて、ある程度になったら思い切ってある程度改修するとか、そういう対応をしていったほうが良いような気がするんだよね。一々壊れたからそこ直す、壊れて直すって、もうかなり老朽化して古い施設なんで、ある程度水回りとか配水というのは思い切った中で点検して改修したらどうかと思うんだけど、その辺の計画とか、そういう考えとかあるんですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 双葉庁舎のことについて、ちょっと詳しい状況を把握していないものであれなんですけれども、いずれにしても今回こういった個別施設計画をつくる中で、先ほど言ったように耐震を60年を75年にとか、そういった形で長くもたせていきたいという計画になっておりますので、そういった中で点検等を行いながら、随時改修をして長寿命化に努めていきたいとは考えているところでございます。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 長寿命化とうたっている以上は、あまり年度年度で細かくやるんじゃなくて、結構古い建物で老朽化は目に見えているから、そういったときには思い切って、そういった修繕というか、新しくそういったものを変えるということも必要じゃないかと思うんだけど、その辺のところの考えをちょっと聞きたくて質問したんだけど。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） いずれにしても経費がかかってくる部分でありまして、その辺につきましては主要事業等で長期的に見通しを計画を立てていく上で、そういったものをするのであれば、計画もしていかなければならないこともありますので、その主要事業のほう

の中でその辺を検討をしていくのかなというふうには考えますけれども、すみませんです。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ぜひその辺もよく、今言ったように毎年毎年細かく直すんじゃなくて、やっぱり老朽化しているところは思い切って修繕することも必要だと思うので、その辺も今後の課題として、当然双葉の支所と相談しながら検討しながらやっていくことが私は望ましいと思うんだけど、ひとつそんなふうな方向で対応したらどうかと思う。これは意見として申し上げておきます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

五味議員。

○議員（五味武彦君） これは長寿命化ということなんで、その費用概算の中も、いわゆる改修、補修、それから機械の入替えということにこだわっていると思うんですよ。じゃ、例えば取り壊して新しく建てようとか、そういう建物はないということでもいいんですか。今ある建物をどうやってやるかということをやっていると思うんですが、いや、待てよ、この建物この部分はもうだめだ、新しくやったらどうかとかいう考え方は今のところないわけですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 第1期につきましては、そういった形で計画をしております、第2期につきましては、それら施設の利用状況も踏まえる中で施設の集約化等ができるものがあれば集約化をしていき、そういった取壊し等も集約化をする中で出てくるものと考えております。

○委員長（内藤久歳君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） じゃ、あくまで今の段階ではこうであって、この状況であって、今後発生することがあれば、またそれはそれで対応するという考え方でいいですか。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） あくまでも第1期につきましては、そういった形で、第2期に向けてそういった部分も検討していかなければならないと考えております。

○議員（五味武彦君） 以上です。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で個別施設計画（案）についてを終わります。

次に、委員より総務課関係でお聞きしたいことがありましたら、お願いをいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ちょっとこの機会だから聞きたいんだけど、本来、人事課に出すものだけでも、総務課の課長がいるんで、年末年始の休業ということで、今、国のほうがある程度職員の対応も、やっぱり今、今年は特に短いから、その辺のところを国のこれは報道でも対応したらどうだというような当然これは地方に任せられるんだけど、今現在、甲斐市としてはその対応というか、その辺のところはどんなふうになっているか、ちょっと今の現時点で分かったら教えてもらいたいんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 国のほうから10月30日付で職員の年末年始の休暇取得の促進についてということで依頼のほうが来ております。甲斐市におきましては、こちらのほうの通知を受けまして、11月11日付で人事課から職員宛てにグループウェアのほうで年末年始の柔軟な休暇取得の促進についてということで、新型コロナウイルス感染拡大の防止や心身のリフレッシュ等を目的として、年末年始の休日に加えて、その前後1週間程度まとまった休暇を取得することを推奨しますので、各所属長は当該期間中に会議や行事の開催を控え、職員の休暇の取得について配慮願うとともに、職員には十分な感染症対策を講じ、休暇を有効に利用するよう周知する旨の通知を部長名で発信をしております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） じゃ、あとは個人でその辺のところを対応する、市としたらそういった対応できますよと、してもらえばいいという形で、あとは個人が申請するかどうかということで、そういう判断で委ねられたのかな。

○委員長（内藤久歳君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかに、その他、委員よりございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で総務課関係のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

次に、防災危機管理課より報告があります。

高橋消防防犯係長。

○消防防犯係長（高橋正樹君） お疲れさまです。白神課長が県外に出張しておりますので、私から令和3年甲斐市消防団出初め式についてご報告いたします。

実施日時は令和3年1月10日日曜日、午前10時開式、11時30分頃の終了を予定しております。

会場は竜王小学校校庭です。

式典につきましては、参加団員の人数を制限し、訓練操法、ポンプ車操法等は行わず、規模と時間を縮小した挙行を予定しております。また、来賓者につきましても限定させていただき、市議会におきましては、議長、副議長及び総務教育常任委員会所属議員の方々のご臨席を考えております。追って来賓の皆様にはご案内をさせていただきます。

なお、これまでは雨天等の場合、体育館を会場に挙行してきましたが、現在の体育館使用人数制限を超える参加者であること、また新型コロナウイルス感染防止の観点から、今回悪天候の場合は中止とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染予防に万全を期した中での出初め式の挙行となります。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で防災危機管理課からの報告を終わります。

次に、委員より防災危機管理課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で防災危機管理課のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時29分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、内容の（5）個別施設計画（案）について、担当より説明をお願いいたします。

梅原市民活動支援課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） お疲れさまでございます。

それでは、市民活動支援課よりスポーツ・レクリエーション系施設「保養施設」の個別施設計画（案）についてご報告させていただきます。

資料につきましては、別冊の甲斐市公共施設個別計画（案）（スポーツ・レクリエーション系施設「保養施設」）になります。

別冊資料個別施設計画（案）（スポーツ・レクリエーション系施設「保養施設」）の最終ページとなります7ページをお願いいたします。

なお、6ページまでにつきましては、先ほど総務課の行政系施設において説明した内容と同様になりますので、省略させていただきます。

①の取組方針でございますが、保養施設として神明温泉志麻の湯及び百楽泉並びに釜無川レクリエーションセンターの3施設であります。3施設とも築30年ほど経過しており、老朽化による修繕箇所が年々多くなっておるため、定期的な点検の結果や劣化の度合いを確認

しながら利用者の安全確保を図り、施設を維持します。しかし、建物や各設備の耐用年数等を鑑み、今後、大規模な改修や多額の設備の更新等が必要となるため、利用状況、費用対効果などを踏まえ、集約化を含めた施設の存廃などを検討し、第1期計画期間早期に検討結果の履行をします。

なお、百楽泉につきましては、バイオマス産業都市構想推進事業計画において、熱供給を行う施設として位置づけられていることから、供給される廃熱をエネルギー源として効率的に利用できるよう施設の活用についても検討いたします。

次に、②の対策費用（概算）でございます。

表中には施設名、構造、延床面積、建築年度、種別、概算対策費用となっており、概算対策費用に令和3年度から令和9年度までの計画期間内に見込まれる機械設備に関わる費用を、令和5年度までの前期と令和6年度からの後期に分けて計画しております。

まず、神明温泉志麻の湯でございますが、機械施設の改修としまして、前期に空調機更新工事を、後期にボイラー更新工事及びろ過機ろ過材交換工事を計画しております。

百楽泉につきましては、機械設備の改修としまして、前期にジェットポンプ更新工事、ボイラーの更新工事、温泉水中ポンプ更新工事を、後期にろ過機ろ過材交換工事を計画しております。

釜無川レクリエーションセンターにつきましては、機械設備の改修として、前期に空調機の更新工事、循環ポンプ更新工事を、後期にボイラー更新工事、ろ過機ろ過材交換工事を計画しております。

志麻の里ことぶきセンター及び双葉共同福祉センターにつきましては、定期的な修繕等により現時点では対策費用は計画しておりません。

以上がスポーツ・レクリエーション系施設「保養施設」の個別施設計画（案）でございます。

引き続きまして、その他施設やすらぎ聖苑の個別施設計画（案）についてご報告させていただきます。

資料につきましては、別冊になりますが、甲斐市公共施設個別計画（案）（その他施設やすらぎ聖苑）になります。

別冊資料、甲斐市公共施設個別計画（案）（その他施設やすらぎ聖苑）のこちらのほうも最終ページになりますが、4ページをお願いいたします。

①の取組方針であります。高齡化の進行に伴い、将来的には火葬件数の増加が想定され

るため、安定した火葬場の運営ができるよう火葬炉設備等の定期的な点検や施設の劣化状況を確認しながら改修等を行い、施設を維持していきます。

次に、②の対策費用（概算）であります。

表中、右側になります。概算対策費用には令和3年度から令和9年度までの計画期間内に見込まれる電気設備、機械設備に係る費用を、令和5年度までの前期と令和6年度からの後期に分けて計画しており、前期には電気設備として非常用発電機修繕、また機械設備としてバグフィルターロフ交換、バルク設備改修工事、後期には機械設備として火葬炉全体積換えを工事を計画しております。

以上がその他施設やすらぎ聖苑の個別施設計画（案）でございます。

なお、今後のスケジュールと委員の皆様からの意見提言につきましては、総務課で説明した内容となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 志麻の湯とか百楽、釜無川レクリエーションセンターということ、これは指定管理だね。山梨交通にやらせていると思うんだけど、これは今期は3年の契約ということになっていると思うが、これはいつ終わる。

○委員長（内藤久歳君） 日本係長。

○市民生活係長（日本 修君） 指定管理の期間ですが、令和2年から令和4年度、来年度で一応3年間で切れる形になっております。

〔「3年度」と呼ぶ者あり〕

○市民生活係長（日本 修君） すみません、令和3年度で終了する形になっています。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 前ちょっと聞いた中で例年は5年だけれども、今回は3年という経緯があって、その経緯の中は、こういったものを今後見直していくと。これを維持して指定管理やるのか、民間に売却するのかなどというのを一時ちょっとそんな話が出たんだけど、その辺のところの話はどんなふうになっているか、もし分かったら教えてもらえますか。

○委員長（内藤久歳君） 梅原課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 前回の更新のときと、またお話が指定管理の更新のとき

のお話かと思えますけれども、当然当時から市の職員の中等いろいろな問題等があった中で、ここで温泉施設についての話し合いがあったという話は聞いております。前回、前5年間だったんですが、3年間で受けたときには、そういう内容等も精査したという形の中で考えていきたいというところも含まれてお話が出ているかと思えます。

今回、個別施設計画という形で、こういうものを策定させていただいた中で、総合管理計画の大本のほうの中で基本方針と基本的な考え方ということも完全に示されましたので、それに基づいて個別施設計画の中で具体的な対策等、今回存廃の後というような形で出させていただいたところでございますけれども、そんなことを含めて考えていくということを今回からまた新たに考えていくというところで考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 協定では前、これも今からその辺のところも検討していくと、この施設をね。管理というかな。従来どおりの指定管理でやるのか、その辺のところも、あと1年ちょっとしかない。1年半ぐらいしかないんだけど、その中で、そうはいったって、間際になったら指定管理の会社だって大変だと思うから、ある程度早めにその辺ははっきりしないとならんとなると、もう1年もないくらいになるんだね、結論出すということになるとね。その辺もそういった方向というか、その辺のところ、ある程度市としての考えは出すという形なのかね。

○委員長（内藤久歳君） 梅原課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 取組の方針という形の中で真ん中辺で中段になるんですけども、第1期の計画期間の早期に検討結果の履行というような形を考えております。今回の第1期につきましては、令和3年度から令和9年度という形の中が1期になっておりますが、その中の後期という形の中で結果のほうは考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 3年から9年、今後この1年半ではそういう方向はないということだね、要は。

○委員長（内藤久歳君） 梅原課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 具体的に来年、再来年とかというなかなか難しいんですけども、これを基に当然先ほど言いました指定管理の更新も3年で終わります。その後に

当然こちらのほうもこの計画に向けた利用状況と費用対効果等を踏まえてという形の中のもの
を検討していかなければならないので、当然指定管理のほうもやっていただくかどうか、
ちょっとはつきりまだ今の段階で言えませんが、なるべく早い段階の結論等を出していきたい
というふうに考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） これお願いだけでも、前も言った経緯もあるんだけど、同僚議
員なんかも出ているんだけど、我々ちょうど温泉施設の近くにあるので、結構お年寄り
があそこを利用している人が多い。人口からすれば何%かしかないんだけど、あれは福
祉目的でつくった施設なので、当然年寄りとか限られた人しか行かないことも事実なだけ
けども、せっかくある施設なんで、やっぱり福祉というのは当然金もかかるし、いろいろか
かるのはこれ当然のことであって、特に高齢化社会を迎える上において、やっぱり高齢者の
憩いの場という形を考えると、ああいう施設はやっぱり存続してもらって、できるだけ改修
もきちっとした中でしてもらい、これは要望ですけれども、そんなふうな方向で行ってら
いたいと、これは要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） 委員の質疑はないようですので、以上で委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、何かございますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 個別計画だからちょっと話がそれるかもしれないんだけど、大事
なことなんでお聞きしたいんだけど、コロナ対策なんですね。今現状どういうふうに客
が減っていて、それに対してどういう対策をしているか。もしくは一般の市民に対して、ど
ういう検査をして、どういう入場制限をしてどうなのとかということ、何か資料お持ちであ
ればご紹介いただきたいんですが。

○委員長（内藤久歳君） 梅原課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） コロナ対策のほうを先に説明させていただきます。

今年度に入ってから利用者の入場制限等はさせていただいております。消毒液の設置、施

設内の消毒、換気の徹底、営業時間の短縮等、またその他という形でテーブル・椅子等の対面しないようにとか、受付の飛沫感染防止のビニールシート設置とかという形を5月中旬から実施させていただいております。

6月に入りまして、中旬ぐらいに営業時間の短縮を緩和させていただいて元に戻したというような形とか、7月に入りましては施設等の利用制限という形で休憩室の利用禁止等を入場制限を行って再開するという形で徐々に戻させていただいて、11月7日からサウナのほうも百楽泉につきましては今回実施させていただいて、その状況を見ながら、ほかの隣接施設も考えていくというような状況で、対策等はそんな形でさせていただいた中で、利用の状況でございますが、10月末現在で3施設の合計でいきますと、前年度比でいきますと10月につきましては81.8%、ただ4月から10月となりますと、4月というとなかなかできなかったものですから、平均的な数字でいきますと55.2という形となっておりますが、10月には徐々に戻ってきているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それで、もう今の第3波という時代なんですよ。今まで緩和してきたという中で、今後、情勢を見ながら、さらに今度は逆に閉めなければとか制限しなければいけない対策も出てくると思うんですよ。この辺の考え方というのは、何か指針とか、そういったものはありますか。

○委員長（内藤久歳君） 梅原課長。

○市民活動支援課長（梅原 剛君） 今回この規制をするときにも温泉組合等の関係のガイドライン等を重視させていただいて、例えば今回のサウナであれば中の何メートル離すとかがいう形で換気は2時間に1回とかという形、そのガイドラインを基にさせていただいております。第3波というような話も今出たようでございますけれども、徐々にそういう話があるのであれば、それも含めて考えていくようなことはもちろん考えているんですが、基本的にはガイドライン等を基にさせていただいて、対策等をまた練っていくというように考えております。

○議員（五味武彦君） 以上です。お願いします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で傍聴議員の質疑を終了します。

以上で個別施設計画（案）についてを終わります。

次に、委員より市民活動支援課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、以上で市民活動支援課のその他を終了します。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時45分

○委員長（内藤久歳君） 会議を再開します。

続いて、内容の（6）食物アレルギーによる給食全停止者に対する学校給食費補助金交付金要綱の制定について、担当より説明をお願いします。

興石学校教育課長。

○学校教育課長（興石 信君） 大変お疲れさまです。よろしくお願いをいたします。

それでは、学校教育課に関係をいたします案件につきまして、ご説明を申し上げます。

本資料の最終ページの12ページをお願いいたします。

食物アレルギーによる給食全停止者に対する学校給食費補助金交付要綱の制定についてになります。

まず、1の令和2年度学校給食費の現状についてです。

学校給食費の改定につきましては、昨年度の総務教育常任委員会で説明をさせていただきましたが、学校給食費は平成26年度の改定以降、据え置きとしていましたが、近年の食材の高騰により、現行の価格で質を維持していくことが極めて困難な状況となったことから、令和2年4月から小・中学校とも月額500円の値上げをすることとなりましたが、保護者への負担を考慮し、そのうち300円を市が補助することとしたため、保護者の支払い額は実質的には小学校が月額4,700円、中学校が月額5,200円となりました。

ただし、新型コロナによりまして、本年度の4月、5月は学校が休業したため給食の提供はありませんでしたが、学校再開後の6月から9月につきましては、「安心甲斐市民支援」により給食費を無料としたところです。

続きまして、2の食物アレルギーの対応についてです。

現行の本市の学校給食施設におきましては、食物アレルギーに対応できる調理の施設がないため、アレルギーのあるお子さんにつきましては各家庭で代替食を用意するか、自分でアレルギー成分を含む食品を除去して食べているところです。その中でも特に重篤なアレルギーを持つお子さんについては、給食を全停止をし、1年間を通じて家庭から毎日弁当持参をしております。今年度につきましては、給食全停止者は小学校6人、中学校1人の計7名となっています。

次に、3の食物アレルギーによる給食全停止者に対する学校給食費補助金交付要綱の制定についてです。

先ほど説明しましたとおり、今年度は6月から9月までの4か月間の給食費を無料とし、10月から予定どおり月額300円を市が補助することで保護者の経済的負担の軽減をしております。

その一方で、給食全停止の家庭につきましては、こうした市の補助が受けられず、公平性に欠けるため、給食を全停止をして弁当を持参している家庭に対しても市の補助を受けられるようにするために、補助金交付要綱を制定するものです。これが要綱の制定の趣旨となります。

要綱が制定施行となりますと、具体的には6月から9月までにつきましては、保護者から徴収する学校給食費、小学校4,700円と中学校5,200円、それに加えて市の補助300円の4か月分を合算した額を、また10月から3月までにつきましては、市の補助額300円の6か月分を、いずれも保護者からの申請に基づき交付することとなります。

続きまして、4の令和2年度必要経費見込額ですが、先ほどの説明に基づきまして、6月から9月は14万2,000円、10月から3月は1万2,600円の計15万4,000円となります。財源につきましては学校庶務費で対応する予定です。

なお、令和3年度以降は要綱に基づきまして、家庭からの申請を受け、市の補助分である月額300円を交付することとなります。

説明は以上となります。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で食物アレルギーによる給食全停止者に対する学校給食費補助金交付要綱の制定についてを終わります。

続いて、内容の（7）個別指導計画（案）についてですが、学校教育課、生涯学習文化課、スポーツ振興課、図書館の4課から一括で説明を受け、その後、質疑を受けたいと思います。

それでは、担当より説明をお願いいたします。

興石学校教育課長。

○学校教育課長（興石 信君） それでは、学校教育課より学校教育系施設の個別施設計画の策定状況についてご報告をいたします。

資料につきましては、別冊の甲斐市公共施設個別計画（案）（学校教育施設）となります。

その4ページをご覧ください。

①の取組方針の学校給食施設として2つの施設があります。4ページの中段に記載がしてありますが、敷島学校給食センターと双葉学校給食センターのいずれも建物点検等を実施する中で、給食調理業務に支障を来さないよう各種設備の不具合の早期発見に努めまして、改修等を実施しながら施設を維持してまいります。

なお、将来的な施設の更新時におきましては、児童・生徒数の推移や近隣地域に対する環境面、アレルギーの対応等を考慮しながら、施設の統合など今後の在り方を検討してまいります。

次に、②の対策費用（概算）であります。

4ページの下段の表に記載をしてありますが、施設ごとに令和3年度から令和9年度までの計画期間内に見込まれる建築設備、電気設備、機械設備の大規模改修等に係る概算の工事費を概算対策費用として、令和5年までの前期と令和6年度からの後期に分けて計画しております。この概算対策費の積算に当たりましては、国土交通省の建築物のライフサイクルコストによる単価を基にした平均単価表を活用しております。

敷島学校給食センター、双葉学校給食センターのいずれも計画期間の後期に機械設備、蒸気配管となりますが、その老朽化に伴う改修を計画しております。

以上が学校教育施設の公共施設個別計画の策定状況であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（内藤久歳君） 大寫生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長（大寫正之君） よろしくお願ひいたします。

生涯学習文化課より市民文化系施設個別施設計画（案）についてご報告をいたします。

資料につきましては、別冊の甲斐市公共施設個別施設計画（案）（市民文化系施設）となります。

市民文化系施設の9ページをお開きください。

（2）個別施設の取組方針・対策費用についてご説明をいたします。

①の取組方針について。市民文化系施設は公民館を中心とした集会施設が7施設、文化会館などの文化施設が2施設の合計9施設でございます。

なお、敷島公民館につきましては、敷島総合文化会館に集約をしております。

施設名と方針の順にご説明をいたします。

竜王北部公民館並びに竜王中部公園セミナーハウス2施設につきましては、建築後10年未満の新しい施設であることから、定期的な点検等を実施しながら利用者の安全確保に主眼を置き、効率的に施設を維持してまいります。

次に、竜王南部公民館並びに双葉公民館の2施設につきましては、老朽化に伴う設備の改修を行いながら、利用者の安全確保に主眼を置き、効率的に施設を維持してまいります。

続きまして、睦沢地域ふれあい館、清川地域ふれあい館、吉沢地域ふれあい館の3施設につきましては、定期的な点検の結果や劣化の度合いを確認し、改修などを行いながら利用者の安全確保に主眼を置き、効率的に施設を維持してまいります。

続きまして、10ページをお願ひいたします。

文化系施設2施設でございます。敷島総合文化会館につきましては、空調設備の改修や大ホール以外の天井耐震化を行うとともに、老朽化に伴う設備の計画的な改修を行いながら、利用者の安全確保に主眼を置き、効率的に施設を維持してまいります。

なお、本施設は敷島図書館との複合施設であるため、社会教育系施設である図書館の公共施設個別施設計画による将来的な集約化など施設のあり方や運営形態の検討に合わせて、本施設のあり方についても検討をする必要がございます。

続きまして、双葉ふれあい文化館につきましては、大ホール棟の天井耐震化や外壁改修、舞台装置の更新を行うとともに、老朽化に伴う設備の計画的な改修を行いながら、利用者の安全確保に主眼を置き、効率的に施設を維持してまいります。

なお、本施設も双葉図書館との複合施設であるため、図書館の公共施設個別施設計画による将来的な集約化など施設のあり方や運営形態の検討に合わせて、本施設のあり方について検討をする必要がございます。

次に、10ページ中段以降、②の対策費用（概算）についてご説明をいたします。

なお、この表の金額の単位は1,000円単位となりますが、表に単位が記載されておりましたので、表の右上へ1,000円と単位の追加・加筆をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

表で記載していますが、施設ごとに令和3年度から令和9年度までの期間内に見込まれる建築、電気、機械設備の大規模改修等に関わる概算の工事費を概算対策費用として、5年度までの前期と令和6年度からの後期に分けて計画をしております。

この概算対策の積算に当たっては、国交省の建築物のライフサイクルコストによる単価表を活用しております。

まず、竜王北部公民館と竜王中部公園セミナーハウスにつきましては、新しい施設であることから現時点では対策費用は計画しておりません。

次に、竜王南部公民館につきましては、計画期間の後期に機械設備の老朽化に伴う改修を計画しております。

双葉公民館につきましては、計画期間前期に建築設備改修といたしまして会議室の窓枠の改修、電気設備改修としまして変圧器の改修を計画しております。また、後期には機械設備の老朽化に伴う改修を計画しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

陸沢地域ふれあい館、清川地域ふれあい館、吉沢地域ふれあい館につきましては、それぞれ建築設備の改修といたしまして、後期に屋根及び外壁塗装の改修、機械設備の改修といたしまして、前期に講堂エアコン設置工事の対策を計画しております。

敷島総合文化会館につきましては、建築設備の改修といたしまして、前期に大ホールを除いた天井耐震化工事と後期に2階バルコニー部分の防水工事を計画しております。また、電気設備の改修といたしまして、前期に大ホールの舞台照明の改修、機械設備の改修といたしまして、前期に空調冷温水機交換工事をそれぞれ計画をしております。

双葉ふれあい文化館につきましては、建築設備の改修といたしまして、前期に外壁の改修と後期に大ホールロビー、エントランスの天井耐震化改修、機械設備の改修といたしまして、前期に大ホールの舞台用設備の交換を計画しております。

以上が市民文化系施設の個別施設計画（案）でございます。よろしくお願いをいたします。

○委員長（内藤久歳君） 山岡スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） ご苦労さまです。

それでは、スポーツ振興課よりスポーツ・レクリエーション系施設「スポーツ施設」の個別計画（案）についてご報告をさせていただきます。

資料につきましては、別冊のスポーツ・レクリエーション系施設「スポーツ施設」をお願いをしたいと思います。

資料の9ページをお願いをしたいと思います。

①の取組方針について説明をさせていただきます。

施設につきましては、8施設となります。

まず、竜王スポーツセンターであります。施設の老朽化により外壁や屋根の改修工事を行うとともに、定期的な点検や劣化の状況を確認しながら施設を維持してまいります。

次に、玉幡体育館であります。アリーナ床面の改修を行うとともに、定期的な点検をしながら施設を維持してまいります。

竜王武道館につきましては、定期的な点検等により設備の不具合の早期発見に努め、施設を維持してまいります。

敷島体育館につきましては、アリーナの床面の改修等を行うとともに、定期的な点検や設備の不具合状況を確認しながら施設を維持してまいります。

次に、双葉体育館につきましては、築10年の比較的新しい施設であるため、定期的な点検や設備の不具合を確認し、施設を維持してまいります。また、アリーナの床面部分につきましては、損傷について改修を行っていきたいと考えております。

次に、双葉弓道場につきましては、定期的な点検や不具合状況を確認しながら施設を維持してまいります。

敷島と双葉のB&G海洋センターにつきましては、指定管理者とともに定期的な点検や設備の不具合状況を確認しながら施設を維持してまいります。また、施設的に市内民間施設と重複をしていることから、施設の更新時等においては利用状況等を踏まえ、集約化等の適正配置について検討をしてまいりたいと考えております。

次に、10ページをお願いします。

②の対策費用（概算）であります。計画している施設のみ説明をさせていただきます。

まず、竜王スポーツセンターにつきましては、計画期間の後期に外壁や屋根等の改修を計

画しております。

次に、玉幡体育館につきましては、前期になりますが、アリーナ床面等の改修工事を計画をしております。

敷島体育館につきましては、前期にアリーナ床面や屋根の改修、また電気設備でLED化を計画をしているところであります。

最後に、双葉体育館になりますが、後期にアリーナの床面の部分的な改修を計画をしているところでございます。

以上でスポーツ・レクリエーション系のスポーツ施設の策定状況につきましてご報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 保坂図書館長。

○図書館長（保坂義実君） 大変お疲れさまです。

それでは、図書館より社会教育系施設の個別計画（案）についてご報告をさせていただきます。

資料につきましては、別冊の甲斐市公共施設個別計画（案）（社会教育系施設）図書館の4ページをお願いいたします。

中段より下になりますが、（2）個別施設の取組方針・対策費用の①取組方針につきましては、対象施設は竜王図書館であります。竜王図書館は平成7年に建設をされ、築25年が経過をしております。第1期の計画期間では、定期的な点検や施設の劣化等の状況を確認しながら、必要かつ緊急度の高い箇所から改修等を実施し、利用者の安全を確保しながら施設を維持してまいります。

なお、敷島図書館、双葉図書館につきましては、文化施設との複合施設となっておりますが、同一用途の社会教育系施設のため、将来的には集約化等を含めた施設のあり方や運営形態を検討する必要があるとございます。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

次に、②の対策費用（概算）であります。

令和3年度から令和9年度までの計画期間内に見込まれる建築設備、電気設備、機械設備の大規模改修等に係る概算の工事費を概算対策費用として、令和5年度までの前期と令和6年度からの後期に分けて計画をしております。この概算対策費用の積算に当たりましては、国土交通省の建築物のライフサイクルコストによる単価を基にした平均単価表を活用しております。

対象施設の竜王図書館につきましては、計画期間の後期におきまして機械設備、これは空調関係になりますが、機械設備の老朽化に伴う改修費といたしまして、1億3,575万5,000円を計画をしているところであります。

以上が図書館における個別施設計画（案）の内容であります。

なお、今後のスケジュールと議員の皆様からの意見提言につきましては、お手元に配付してあります系統ごとの個別施設計画（案）に対する意見・提言書に記載の上、12月10日までに企画財政課のほうへ提出をお願いしたいと思います。

以上、図書館からの報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（内藤久歳君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 玉幡体育館でちょっと聞きたいんだけど、学校教育と関係あるよね。両方使っているね。何か余りにも古いという部分で建築設備に6,000万ほどで床をやり直したり、その他いろいろということなんだけど、何か早急な対策がいる施設のうちだというふうに私は感じているんだけど、前から。あまりにも古いということと、使っているほとんどが学校だということになると、スポーツ振興と学校教育課で考え方とかお互いがうまくやって、何とか安全な施設に早くすべきというふうに私はずっと前から感じているんだけど、その辺はどうだろう。両課長。

○委員長（内藤久歳君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 確かに玉幡体育館、一応学校施設なんですけど、位置づけとしては社会体育施設ということで、改修修繕等につきましてはスポーツ振興課のほうでやっている状況です。

今回、ほかの学校の施設、体育館等を見ますと、おおむね建築年数も玉幡38年ということでございますが、今回前期で床を全面的に変えたいと、まずそちらの床のほうはかなりもう替えなければならないという状況です。また、ほかの施設も学校施設を見ますと、おおむね38年から40年に床を替えているということで、玉幡体育館についてはスポーツ振興課としては前期に全面張替えをして、また体育館の幕等、暗幕等も非常によくはないということで、そちらも前期で直していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 敷島体育館が同じように同じような形をやろうとしているという形になっているんだけど、要するに町民体育館が大事なのか、学校の体育館が大事なのか、そこを聞きたいんだ、はっきり言うと。やっぱり優先すべきは小学生が使っているという、毎日のように誰かが使っているということのほうが優先すべきと私は思うんだけど、予算配分を今のところ何年にどうやるとは決まっていなくても、前期に1億3,000万ばかりと6,000万ばかりということであれば、優先順位を早くしっかりして、教育施設のほうと併用になっていることを優先すべきと思うんだけど、その辺はどう。

○委員長（内藤久歳君） 山田部長。

○教育部長（山田 洋君） おっしゃるとおりで玉幡体育館は昼間は小学校、夜は社会体育の関係で利用されているということで、どっちが大事かということ、なかなか難しい問題あるんですけど、子供の教育施設ということで子供の安全、子供の教育上使っている体育館でありますので、社会体育施設だとほかでも使えるのかなという部分はあるかと思っております。どちらかといえば学校体育館としての施設のほうが重要性が高いのではないかと考えます。以上であります。

○委員長（内藤久歳君） 山岡課長。

○スポーツ振興課長（山岡広司君） 今、部長のほうからおっしゃられたとおり、玉幡体育館は小学生が中心なんですけど、今回のこの前期に計画をさせていただきましたが、玉幡体育館につきましては今年度、照明のほうはLED化ということでさせていただいて、敷島体育館につきましては、全体を通して補助金をもらって実施を、LED化を含めた改修工事を行っていきたくて思っておりますので、また今、施設の状況を見ながら今後、修繕等考えていきたくて思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（内藤久歳君） よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 給食センター、敷島、双葉の給食センターの件なんですけれども、これも結構老朽化して施設もかなり故障が多くて、修繕いつもかかっているということも聞いているし、この前、予算のとき言ったんだけど、燃料費なんかかなり下がって、今後検討していくという話だけでも、ここにも今後の施設の統合など今後の在り方を、4ページの取組のところに、施設の統合なども今後の在り方を検討しますということがあるんだ。検討するとうたっているんだから、これいつ頃どういった形で検討するの、これは。ここにうたっているから検討するんでしょう。

○委員長（内藤久歳君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 敷島学校給食センターの築17年、双葉学校給食センター20年となっております。個々の設備につきましては、老朽化等で順次修繕・入替えをしているわけですが、市の公共施設の個別施設計画によりますと、第2期の令和10年度以降の中で、この給食センターについては集約の検討を行う対象施設となっておりますので、そこらを前提としながら、今後、教育部の中でまた検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 令和10年以降ということだよ。あとまた10年、七、八年かあるということだよ。前もやっぱり今後の在り方、センター方式がいいのか、学校方式がいいのか、いろいろな議論もあって、竜王は特に学校でやっている。敷島、双葉はセンターという形ね。そういったこともいろいろな意見も出ているんで、お互いにどっちがどっちとは言えないんだけど、お互いのいい面もあり、またちょっとまずい面というかな、違う方法がいいという面もあったり、特に双葉の場合はバイオマスの施設の熱利用してボイラーをなんていう話も、まだバイオマスも決定していないんだから、まだその辺も先行きちょっと不透明のところあるんだけど、利用するという形があるんだけど、基本的にもうセンター方式でやるんなら、あくまでもここで言っているか悪いか別にしても、今後の検討ということになると、やっぱり一つの形にした中で対応したほうが、センターでやるなら、敷島、双葉なんて別にしないで1つのセンターとして配給したほうがやっぱり効率的だし、いろいろな面で単価も安く大量に仕入れるとなると思うので、そういったことも考えていく必要が、これは今ここで答弁してもらわないといけないけど、今後検討していくということがうたってあったから、そういった方向に向かったほうがいいと僕は思うので、意見として述べさせていただきます。よろしくその辺も検討してもらえればありがたいと思いますので、お願いします。

○委員長（内藤久歳君） 意見でよろしいですか。

○委員（赤澤 厚君） はい。

○委員長（内藤久歳君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、委員の質疑を終了します。

続きまして、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ありますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 学校給食センターについても社会教育系施設についても、4ページに建物の耐久計画に対する考え方を参考とすると、非木造については標準的な耐用年数60年を75年にするとか、それから木造については標準的な耐用年数40年を50年、長寿命化すると。かなり長い年数が書いてあるんですが、これに例えば今のセンター、学校給食センター、敷島と双葉を一緒に考えて建て直すとか、それから例えば竜王の図書館にしても、竜王図書館は単独施設であり、敷島、双葉の2施設は文化施設の複合施設になっていると。同一用途の社会教育系施設だから、将来的に集約化を含めた施設のあり方、運営形態を検討する必要があると言うんですが、こんなに長い、例えば非木造というところで75年とかって延ばしますよね、60年を。こういう長いスパンで今後、長寿命化を考えているという、何か今お話を聞いていると、あと10年とか20年とかと言うんですけれども、これ見ると60年を75年にするというと、どういうことなのかなと思っちゃうんですけれども、その辺のところのちょっと説明をお願いしたいんですけれども。

○委員長（内藤久歳君） 山田部長。

○教育部長（山田 洋君） どの施設計画にも非木造については60年を75年、木造については40年を50年というふうにこの個別施設計画には書いてあります。これがどういう意味かといいますと、基本的な考え方を通常の耐用年数より延ばしましょうという考え方です。集約化というのはまた別です。集約化、統廃合というのは別です。そのまま維持していくのであれば60年を75年としましょう。ただし、それをもしその施設の中に他のものを入れられる複合化できることがあれば、それはそれで検討しましょう。あるものをもしそれは要らなくなったら、それはもう取り壊しますという、そういうことになりますので、この60年、75年というのは、あくまでその施設を維持するのは通常60年だけれども、予防保全をしていく中で75年に延ばしましょうということの意味合いの記載になりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 今の説明は分かるんですが、要するにどういうふうにもなるという意味ですよ。延ばせば延ばせるし、皆さんの意見とか、その様子によっては、それを75年なんかじゃなくてもっと短い期間で集約したりなんかするということもできるという。ただ、その建設の日本建築学会ではそういう基準を出しているよということで、こういうこと

も可能だということを出しているんだろうと思うんですけども、何もわざわざこういうのを書かなくてもいいんじゃない。何で書くのかなというふうに思ったんですよ。

だから、今どっちかという、学校給食センターにしてもセンターを、どっちかという例えば私なんかは市全体で1つのセンターでいいんじゃないかなと思ったり、それから図書館を3つを1つにするという計画もあるのかなみたいな感じもするわけですよ、これ見ると。だから、いろいろな考え方があるので、どういうふうにでもなりますよと、いいですか、そういう捉え方で。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 山田部長。

○教育部長（山田 洋君） どういうふうにでもなりますよということではないかもしれませんが、第1期の計画ではこのまま維持していきます。第1期中に集約化を検討しますとか、いろいろな言葉が出てくるかと思えます。ですので、その取組方針というところを読んでいただいて、これが第1期中に取り組む形になります。ですので、どうにでもしていきますという考え方ではちょっと違うのではないかと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 傍聴議員、その他ほかにありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了します。

次に、委員より学校教育課、生涯学習文化課、スポーツ振興課、図書館関係でお聞きしたいことがありましたらお願いをいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 学校教育のちょっとお聞きしたいんですけども、このところコロナが第3波ということで、また蔓延してきて、山梨でも何人かこのところ出ているということで、学校として、また新たに対応というか、そんなものを何か考えているのか、現状のままなのか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（内藤久歳君） 興石学校教育課長。

○学校教育課長（興石 信君） 新たな対応ということは特に今のところは考えておりませんが、これまで学校再開後行ってきた5か月間の取組を抜かりなく徹底して行っていくことが一番のやっぱり対応になると思いますので、改めて学校のほうに毎日の朝の検温とか健康チェック、それと手洗い、消毒、あとマスクの着用等徹底するとともに、先生方においては換気ですね。窓、ドアの開閉ですね。寒い中でも1時間に1回は短時間でも開けると。そうい

ったことをきちんと丁寧に徹底しながら、この第3波を乗り切るようにということで、学校のほうには話をしてあるところです。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） ありがとうございます。そのように対応しているということね。特に今から寒くなるとインフルエンザの風邪なんかの心配もあるということで、あまり換気をよくして風邪をひいても困る。なかなか難しい季節になっているんで、その辺を十分徹底してもらって、コロナ、インフルエンザも起きないような対応を今後も徹底してやってもらうように指示をお願いしたいと。要望しておきますので、お願いします。

○委員長（内藤久歳君） ほかにその他よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（内藤久歳君） 以上でその他を終了します。

引き続き、次第の4のその他を行います。

私より1点、報告をいたします。

お手元に写しを配付してありますが、12月11日の金曜日に総務教育常任委員会による給食試食会を実施したいと思います。

これは先ほど説明がありましたが、個別施設計画において施設の今後について説明がありましたが、センター式、自校式を考える中で、センター式の給食の状況を把握しておくことも大切かと思い、忙しいときではありますが、学校側をお願いをしたところ、協力いただけることになりましたので、実施するものであります。

詳細はこの後、事務局から説明いたしますが、せっかくの機会ですので、ぜひ全員の出席をお願いしたいと思います。

それでは、詳細説明を事務局よりお願いいたします。

森田係長。

○書記（森田 公君） それでは、給食試食会についてご説明いたします。

実施日時につきましては、12月11日金曜日の午後12時15分から約50分程度を予定してございます。

なお、当日につきましては、12月定例会中の総務教育常任委員会の開催日となり、午前9時30分から委員会を開催いたしまして、終了後、各自で会場を移動していただき、集まりましたら試食会となります。

次に、試食の会場ですが、敷島南小学校多目的室で行いたいと思います。

対象者ですが、総務教育常任委員7名、正副議長、事務局を予定しております。

なお、当日都合が悪い場合につきましては、この後、事務局へ申し出てください。

次に当日の予定ですが、委員会終了後、会場を移動しましたら、12時15分から配膳を行いまして、配膳終了後、学校長、委員長から挨拶を頂戴し、栄養士から当日の献立の紹介を受けまして会食となります。

献立につきましては、通知の2枚目に記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

なお、会食につきましては30分程度を予定し、最後に副委員長から講評をお願いいたします。

片付け後、解散となります。

最後に、試食に際しまして、1食288円の給食費が必要となりますので、出席されます委員さんにつきましては、25日の臨時会日の日におつりのないようにご持参をいただきますようお願いいたします。

なお、12月9日以降のキャンセルにつきましては費用が発生いたしますので、ご承知おきをよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（内藤久歳君） 突然のことで申し訳ないですけれども、説明が終わりましたけれども、この内容でよろしいでしょうか。

小浦委員。

○委員（小浦宗光君） 今日の会議でも新型コロナの関係が、いろいろ発言が出ていますけれども、特にここの11月に入ってから日本国内でもコロナがすごく増えていまして、感染者が急増していまして、そして国内ではもう2,200人以上ということで、東京ではもう1日でもって500人、山梨県でも、ここのところ11月に入ってから急増していまして、今まででもう76人ですかね。そして、今月中に山梨県11月だけでもって100人をオーバーするんじゃないかという予測が立っています。こういうときにこういう給食のことは、私は今年に限って初めてこういう会議がされるということは、考え方としては非常にいいことですが、今の状況では、コロナがこういうふうなはやっている時期ではこの会議はやるべきではないと思います。

それで、もう一つは、私も、もう一つのことの発言しようと思っていたんですけれども、

総務常任委員会で甲斐市の校長会との意見交換会が12月1日にありますけれども、この意見交換会につきましても、今年に限ってはできたら延期をしてほしいと思いますけれども、その辺をこのその他の時間にご検討をお願いしたいと思います。

学校の先生たちが出席する会議ですけれども、学校の先生たちがもし一人でも感染した場合には、毎日児童・生徒との接触が多い先生たちですから、こういうことでもって原因で持ってコロナがすぐ感染者が増えたということになりますとよくないし、またそれを防ぐべきだと思いますので、今回は学校長との意見交換会も延期してもらいたいし、給食の試食会も延期すべきでないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） ありがとうございます。

今、小浦委員のほうから、この意見交換会並びに給食の試食会というふうなことの中で、中止をするべきじゃないかというご意見が出ましたけれども、この件に関しまして委員の皆さんのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 私、小浦委員のいうことも十分理解はできるんですけども、これは基本的に、さっきも言ったようにアレルギーの関係で予算的な措置もするというとあったし、我々もやっぱり学校給食を試食するというのも、機関としてどんなものを出して、どんなふうな体制になっているのかと。時期はいろいろあるかもしれないけれども、せっかくこうやって学校のほうでも受け入れてくれるという態勢ができたなら、やっぱり私はこの時期に実施すべきじゃないかなと思っています。

ただ、今言ったように、その辺は十分コロナの関係のほうは配慮して、やっぱり我々も当然そうだし、学校にしてもその辺、対応してもらって実施すべきだと。

それから、今の校長会の話は、これは常任委員会で決まったものですから、今日ここでいろいろ言うことは筋違いだと。前の委員会の中で決まったことです。これみんな総意でいいですよとなって、コロナが出たというなら別だけれども、今現状コロナも甲斐市の学校出ないの、私は委員会で決まったことをここであえて、まだ何日もたっていないのにするというのはおかしい。これは当然実施すべきだと思います。

○委員長（内藤久歳君） ありがとうございます。

小浦委員どうぞ。

○委員（小浦宗光君） 確かにこの校長会との意見交換会は決まったことですがけれども、今でも今年になってからでも、山梨県内だけでなく、ほかの地域でもってずっとコロナが広が

っているときでも、山梨県内ではまだこんなに広がってないときでも、いろいろなあらゆる会議か中止になったですよ。しかも、こういうものじゃなくて、もっと大きな非常に大きな総会とかいろいろな会議がコロナということでもって中止になったですよ。

ですから、たとえこれが決まった問題であっても、これは11月になってから、このように急速にコロナが広がってきたということは、そんな軽視してはいけない問題だと思いますよ。皆さん少しコロナに対して、まだ身近にいないからということでもって、あまりにも軽視していき過ぎますけれども、全体的に、日本全体的に見ても、山梨県の全体的に見ても、いろいろな重要な大きな会議が中止になったり、一番大きなものはオリンピックがもうああやって延期になっていますけれども、ですから、あまりにも軽視したようなことをやっていると、またいつ大きな問題になるか分かりませんから、その辺は注意すべきではないかと。

特に議会でもこういう問題は注意しなければならないと思いますし、それで給食の試食会というの、やはり大勢でもって集まって、それを食べるということがよくないということ、それを大きく取り上げられておりますから、こういうときにこれをやるべきではないと私はそう思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（内藤久歳君） 先ほど赤澤さんが言われたように、そういう件に関しては一応常任委員会で決定した決定事項ですから、給食のことは今日初めて私のほうで、今日の個別計画の中でそういう将来的なものもあって、説明を受けた段階で、そういうことを議員として知っておくべきじゃないかという部分もあったから私のほうで提案をしました。だから、その件に関して、当然その常任委員会として議会から学校側に意見交換会求めた現状の中で、当局の学校教育課のほうで案内をしていただいて、学校のほうでもそれを受け入れたということだと思いますので、その件については予定どおりやっていきたいというふうに私は考えます。

それで、一応、小浦委員のそういうコロナに対する大変さとか危険性とか、そういうことは十分我々も承知しているんですけども、今現状の中でそういったコロナ対策を実際にしながら学校運営をやっているわけですよ、実際問題。そういう中へ我々が日常的に入っていくということに関しては、そういったコロナの対策を十分考えながら、子供たちと同レベルで生活するということも必要じゃないかなという部分もあると思います、私は、その部分においては、ですから、給食のことは、またそういうご意見があれば、また中止は可能ですから、ここで皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

じゃ、副委員長のほうから。どうぞ。

○委員（加藤敬徳君） 私はせっかくこういう機会を設けていただいて、じゃこれを延期して、また次いつやるかという、なかなかそういうのも難しいと思いますので、ぜひ今回、もちろんこれ全員強制的参加じゃないと思いますので、どうしてもそういうふうに考えるのであれば欠席していただいてもいいんじゃないか。私は積極的に参加したいと思っております。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 委員会の意見交換会については、そのときも席の配分だとか、ちょっと検討した経過があって、最終的に決めたことなんで、注意しながらやるということは必要だと思います。よかれというふうに思います。

ただ、子供の給食を食べるという件については相手が子供ということもあるので、私は今回は避けるべきだと。11月入ってから急激に伸びているのが現実なんで、ここで新たにそういう持ち込む可能性もあるということの危険を考えるべきだと私は思います。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 清水委員。

○委員（清水和弘君） 私はせっかくこういう機会に参加できて、そういう経験ができるんだったら、別に会食という意味じゃありませんので、あくまでもどういったことかなということで経験をしてみたいと思いますので賛成したいと思います。出席したいと思います。

○委員長（内藤久歳君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 確かに今、非常に感染数増えていますけれども、せっかくの機会ですから、対策を十分とって僕はやってもいいような気がします。

以上です。

○委員長（内藤久歳君） 意見を集約しますと、今、見合わせるというご意見と、それから反対だというご意見があった中で、実施してもいいんじゃないかというご意見が多いので実施したいと思います。それで、あとは個人の判断の中で対応していただければいいかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、意見交換会の件に関しては、学校サイドとも十分検討する中で実施をするという形の中で進めておりますので、この件に関しましても同様の判断で進めていただければというふうに思いますので、基本的には意見交換会は実施するという形で行きたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

では、その2点に関しましては貴重なご意見をありがとうございました。そんな方向で委

員会としては対応していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、事務局よりその他、何かありましたらお願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（内藤久歳君） ないようですので、その他を終了します。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時36分